

平成22年における

裁判員裁判の実施状況等に関する資料

## はじめに

1 本資料は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、同制度の運用の改善などのための検討に資するため、裁判員法103条に基づき、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況について公表するものである。

本公表は、第2回目の公表であり、平成22年（平成22年1月1日から同年12月31日まで）における裁判員裁判対象事件を対象としている。

2 本資料は、以下の4部構成をとっている。

(1) 第1の「実施状況の概要」（図表1ないし図表10）では、裁判員裁判対象事件の概況データを一覧表で示した上で、裁判員裁判対象事件の新受、終局、未済の各状況及び裁判員等の負担について示した。

(2) 第2の「裁判員等の選任に関する実施状況について」（図表11ないし図表28）では、裁判員候補者名簿の作成から事件ごとの候補者選定、調査票及び質問票の回答に基づく辞退許可等、選任手続期日における裁判員の選任・不選任に至るまでの選任手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、選任手続全般を通じた辞退の許否に関する状況について、データを示した（手続の流れ等については、10頁以下の「手続の流れの説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(3) 第3の「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」（図表29ないし図表73）では、公判前整理手続から公判審理、評議、裁判の結果（判決等）、上訴に至る裁判手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、公判前整理手続や公判審理に要した期間等について、データを示した（手続の流れ等については、36頁以下の「手続の流れ等の説明及び公表の構成」を参照されたい。）。

(4) 第4の「その他」（図表74ないし図表79）では、弁護士及び通訳人、裁判員法違反の制裁に関する統計データを示した。

3 本資料の統計、図表その他の計数資料は、主に、各地方裁判所から報告を受けた刑事通常第一審事件票、裁判員対象事件月報（本資料では、「刑事月報」という。）及び刑事未済年表に基づくもののほか、平成21年8月20日付け刑事局第三課長事務連絡「公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件等の調査について」等に基づく報告（本資料では、「個別報告」という。）及び刑事局の集計結果によるものである。

4 本資料の全般に用いられる特別法等の略称や用語の定義、平均値の算出方法については、凡例のとおりである。

平成23年7月

最高裁判所事務総局

# 凡 例

## 1 特別法，政令の略称

[略称]	[法令，政令名]
裁判員法（又は「法」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判員規則（又は「規」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則
辞退政令	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年政令第3号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
麻薬取締法	麻薬及び向精神薬取締法
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

## 2 用語の定義・説明

（※[頁]は最初に掲載されたページ数のみを記載した（ただし，図表1を除く）。）

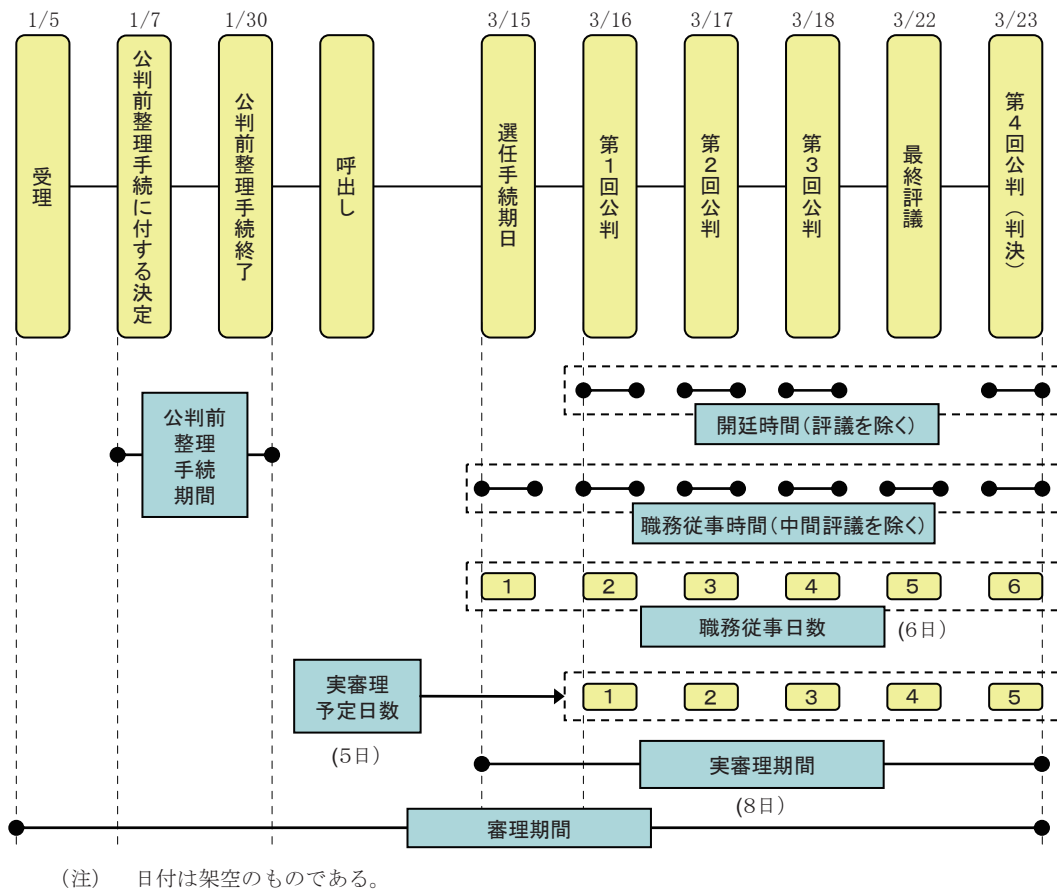
[用語]	[定義・説明]	[頁]
裁判員裁判対象事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。	1
罪名（終局時）	未遂処罰規定のある罪名については，未遂のものを含む。複数の罪名に当たる事件を併合審理した場合で，有罪（一部無罪を含む。）のときは処断罪名を，無罪やその他のときは起訴されている（訴因変更があった場合は変更後の）罪名のうち，裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは，法定刑が最も重いもの）を，それぞれ計上した。 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては，裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。	2
新受人員	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数（延べ人員）。同一の被告人について複数の起訴等があったときは，その都度計上した。	2

[用語]	[定義・説明]	[頁]
延べ人員 (被告人の場合)	新受人員及び未済人員の計上方法。1人の被告人を重複して計上することがある場合をいう。例えば、同一の被告人に対する複数の事件が各別に起訴された場合には、その後、これら複数の事件を併合して審理、終局した場合であっても、事件ごとに員数を計上する場合がある。	2
終局人員	判決、決定、その他で終局した被告人の員数（事件票に基づく員数）。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、各被告人の員数を計上し、同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、全事件を通じて1人として計上した。ただし、同一の被告人に対する事件を分離し、各別に終局となった場合には、終局した事件ごとに1人として計上した。	5
実人員	1人の被告人、裁判員候補者名簿被登録者、選任された裁判員等を1人として計上する場合をいう。したがって、同一の被告人について複数の起訴があり、その事件の審理が併合されたまま終局したときでも1人として計上し、2人の被告人の事件が併合されたまま審理終局したときは、手続及び判決が1つであっても2人として計上した。	5
判決人員	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数（実人員。裁判員制度施行前のデータを除く。）。ただし、公判前整理手続に関する図表の判決人員は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたものがあるため、他の図表の判決人員とは異なる。	5
未済人員	起訴後、裁判所に事件は係属しているが、終局に至らない被告人の員数(延べ人員)。本資料においては、平成22年12月31日現在の未済人員を計上した。	7
職務従事日数	裁判員等が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計をいう（凡例 V 頁のイメージ参照）。	8
職務従事時間	選任手続期日に要した時間、開廷時間及び最終評議に要した時間の合計時間（中間評議に要した時間を含まない。）をいう（凡例 V 頁のイメージ参照）。	8
自白	終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。	8
否認	終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。	8

[用語]	[定義・説明]	[頁]
終局件数	個別報告により、終局した事件ごとに報告のあった件数（個別報告の件数であり、終局した被告人の員数を計上する終局人員とは異なることに留意する。）。原則として、被告人単位で報告されるが、終局時に複数の被告人の事件が併合されている場合には、最も刑の重い被告人1人についてのみ報告される。	8
地方裁判所	全国に設置されている50か所の各地方裁判所をいう。	10
受訴裁判所 (又は「裁判所」)	当該事件を審理する裁判体をいう。裁判員が選任される前は、裁判官3人(又は1人)の組織であり、裁判員選任後は、これに裁判員6人(又は4人)を加えた組織をいう。	10
選任手続期日	法27条1項で定める期日をいう。法97条1項による選任予定裁判員から裁判員等を選任する手続期日を含まない。	10
実審理予定日数	裁判員等選任手続期日のお知らせ(呼出状)に記載した公判期日等(評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。)が予定されている日数の合計である(凡例V頁のイメージ参照)。	13
延べ人員 (裁判員候補者の場合)	裁判員候補者の計上方法であり、同一の裁判員候補者を複数の項目に計上する場合をいう。例えば、複数の被告人の事件を併合して審理した場合に、被告人の数に応じて重複して計上する場合がある。	14
選定された裁判員候補者の数	起訴された裁判員裁判対象事件について、受訴裁判所が定め、くじで選んだ裁判員候補者の員数をいう。選定があった後、法3条の除外決定がされた場合や法5条ただし書によって取り扱われることとなった場合、公訴棄却・移送等で終局した場合には、選定された裁判員候補者の数は計上していない。また、法28条の追加呼出しの場合に定められた追加して呼び出すべき裁判員候補者の員数及び法90条の選任予定裁判員を選定するために呼び出すべき裁判員候補者の員数を含むが、選定後、選任手続期日の指定を取り消したため、選定を取り消された裁判員候補者の員数を含まない。	17
呼び出さない措置がされた裁判員候補者	選定された裁判員候補者のうち、1)法16条1号から7号までの辞退事由に該当する場合、2)裁判員候補者名簿記載通知が到達していない場合、3)疾病傷害・介護養育等の事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日に呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう(本文第2の1参照)。	18
辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、疾病傷害・介護養育等の事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう(欠格事由・就職禁止事由に該当する場合及び年間を通じて法16条1号から7号の辞退事由に該当する場合は含まれないことに留意を要する。)	18

[用語]	[定義・説明]	[頁]
呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、1) 欠格事由・就職禁止事由に該当する場合、2) 法16条1号から7号の辞退事由に該当する場合、3) 疾病傷害・介護養育等の事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	20
辞退が認められた裁判員候補者	1) 呼び出さない措置がされた裁判員候補者、2) 辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者及び3) 選任手続期日に辞退が認められた裁判員候補者の合計をいう。	32
実審理期間	第1回公判期日から終局（判決宣告）までの期間（日数）をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む（凡例V頁のイメージ参照）。	37
審理期間	事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）（月数）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）（凡例V頁のイメージ参照）。	37
公判前整理手続に要した期間（公判前整理手続期間）	公判前整理手続に付す旨の決定があった日から同手続が終了した日までの期間（月数）をいう（凡例V頁のイメージ参照）。	37
証人尋問時間、被告人質問時間	「検察官」の尋問（質問）時間には、被害者（委託弁護士を含む。）の尋問（質問）時間を含み、「弁護人」の証人尋問時間には、被告人本人による尋問時間を含む。また、「裁判体」とは、裁判官及び裁判員をいう。	37
開廷時間	公判期日及び刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等の公判準備に要したすべての時間をいう。評議（中間評議の時間を含む。）の時間を含まない（凡例V頁のイメージ参照）。	38
裁判員裁判対象罪名の事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行前に起訴された法2条1項該当事件。	42
取調べ証人数	検察官若しくは弁護人（被告人を含む。）が請求し又は職権で取り調べられた人証の合計数をいう。実人員であり、取調べ証拠数とは計上単位が異なる。同一の証人を検察側、弁護側双方が請求し、取り調べた場合には、1人として計上した。	51
取調べ証拠数	検察官若しくは弁護人（被告人を含む。）が請求し又は職権で取り調べられた書証、物証及び人証の合計数をいう。双方請求の場合は、それぞれに重複して計上したため、延べ数である。	53
延べ人員 (被害者等の場合)	被害者等の計上方法であり、同一の被害者等を複数の項目に計上する場合をいう。例えば、複数の被告人の事件を併合して審理した場合に、被告人の数に応じて複数計上される場合がある。	66

<期間・時間に関するイメージ>



### 3 平均値の算出方法

(1) 平均審理期間

平均審理期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。なお、（ ）内は階級の代表値で月数を示す。

- 1月以内 (0.5)   2月以内 (1.5)   3月以内 (2.5)   6月以内 (4.5)   1年以内 (9)
- 2年以内 (18)   3年以内 (30)   3年を超えるもの (60)   の8区分

(2) 平均公判前整理手続期間

平均公判前整理手続期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。なお、（ ）内は階級の代表値で月数を示す。

- 10日以内 (0.5)   20日以内 (0.5)   1月以内 (0.5)   1月15日以内 (1.5)
- 2月以内 (1.5)   3月以内 (2.5)   6月以内 (4.5)   6月を超える (9)   の8区分

(3) その他の平均値

上記以外の平均値（選任された補充裁判員数の平均、平均開廷回数、平均取調べ証拠数、平均実審理期間、平均評議時間等）は、対象となる人数、回数、日数等の和をサンプル数で除する方法によって算出した。

# 目 次

## 第 1 実施状況の概要

1	概況	1
	図表 1	裁判員裁判対象事件の概況データ (1)
2	新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）	2
	図表 2	地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員 (2)
	図表 3	庁別の新受人員 (3)
	図表 4	罪名別の新受人員 (4)
3	終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）	5
	図表 5	庁別の終局人員 (5)
	図表 6	罪名別の終局人員 (6)
4	未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））	7
	図表 7-1	庁別の未済人員 (7)
	図表 7-2	係属期間別の未済人員 (8)
5	裁判員等の負担	8
	図表 8	職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別） (8)
	図表 9	職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別） (8)
	図表 10	職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別） (9)

## 第 2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1	手続の流れの説明及び公表の構成	10
	(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ	10
	(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て，許否に関する状況	13
	(3) クロス集計の視点	13



2	名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の被登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））	14
	図表 1 1    裁判員候補者名簿被登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由該当者数，定型的辞退事由申出者数（庁別）	(15)
	図表 1 2    月別の参加困難月申出者数	(16)
3	「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階	17
	(1) 裁判員候補者の選定	17
	図表 1 3    実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）	(17)
	(2) 辞退許可の状況	18
	図表 1 4    選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）	(18)
	図表 1 5    選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（庁別）	(19)
4	選任手続期日当日	20
	(1) 出席状況	20
	図表 1 6    出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）	(20)
	(2) 辞退申立て，許否に関する状況	21
	図表 1 7    選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数，辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）	(21)
	(3) 不選任に関する状況	22
	図表 1 8    選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）	(22)
	(4) 選任の状況	23
	図表 1 9    選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）	(24)
	図表 2 0    選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判員及び補充裁判員の属性	(26)
	図表 2 1－1    選任された補充裁判員数別の判決人員の分布（実審理予定日数別）	(28)
	図表 2 1－2    選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）	(28)
	(5) 解任の状況	29
	図表 2 2－1    解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）	(29)
	図表 2 2－2    判決人員 1 人当たりの裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）	(29)

(6) その他	30
図表 2 3 - 1 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布（選任手続期日に要した時間別）	(30)
図表 2 3 - 2 出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）	(30)
5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）	31
図表 2 4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	(31)
図表 2 5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）	(32)
図表 2 6 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（%）（庁別）	(34)
図表 2 7 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（%）（辞退事由別）	(35)
図表 2 8 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合	(35)

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 手続の流れ等の説明及び公表の構成	36
(1) 対象事件・合議体の構成	36
(2) 裁判員裁判における訴訟手続の流れ	36
(3) クロス集計の視点	40
2 概況	41
図表 2 9 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ	(41)
3 審理	41
(1) 合議体の構成・除外決定	41
図表 3 0 合議体の構成別の判決人員（罪名別）	(41)
図表 3 1 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）	(41)
図表 3 2 罪名別の除外決定がされた判決人員	(41)
(2) 公判前整理手続	42
図表 3 3 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）	(42)

(参考)	裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）（平成18年～20年累計）	(43)
図表 3 4	罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員	(43)
図表 3 5	自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(44)
(参考)	地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の平均審理期間（平成18年～20年累計）	(45)
(参考)	地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移	(45)
図表 3 6	自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(46)
図表 3 7	自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間	(47)
図表 3 8	第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(48)
図表 3 9	開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(48)
図表 4 0	審理段階別の平均日数（自白否認別）	(49)
(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
図表 4 1	自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間	(50)
図表 4 2	実審理期間別・開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数	(50)
図表 4 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）	(51)
図表 4 4	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	(52)
図表 4 5	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別）	(52)
(4) 公判審理（証拠調べ）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
図表 4 6	取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）	(53)
図表 4 7 - 1	取調べ証人数別の終局件数の分布（自白否認別）	(54)
図表 4 7 - 2	平均取調べ証人数（自白否認別）	(54)
図表 4 8 - 1	取調べ証人数別の終局件数の分布（罪名別）	(55)
図表 4 8 - 2	平均取調べ証人数（罪名別）	(55)

図表 4 9	証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間 (自白否認別)	(56)
図表 5 0	証人 1 人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び 証人 1 人当たりの平均証人尋問時間 (自白否認別)	(56)
図表 5 1	被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問 時間 (自白否認別)	(57)
図表 5 2	開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布	(57)
図表 5 3	開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布	(58)
図表 5 4	開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布	(58)
図表 5 5	平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳 (自白 否認別)	(59)
図表 5 6	取調べ証人数別の終局件数の分布 (開廷回数別)	(60)
図表 5 7	自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数	(60)
(5) 客観的併合	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
図表 5 8 - 1	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び 平均取調べ証拠数 (自白事件)	(61)
図表 5 8 - 2	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び 平均取調べ証拠数 (否認事件)	(61)
図表 5 9 - 1	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合 計別の終局件数の分布並びに平均時間 (自白事件)	(62)
図表 5 9 - 2	公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合 計別の終局件数の分布並びに平均時間 (否認事件)	(62)
図表 6 0 - 1	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均 開廷回数 (自白事件)	(63)
図表 6 0 - 2	公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均 開廷回数 (否認事件)	(63)
図表 6 1 - 1	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均 開廷時間 (自白事件)	(64)
図表 6 1 - 2	公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均 開廷時間 (否認事件)	(64)
(6) 区分審理	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
図表 6 2	区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳	(65)
図表 6 3	開廷回数別の判決人員の分布, 平均開廷回数及び平均実 審理期間 (区分審理決定の有無別)	(65)
図表 6 4	開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間 (区分審 理決定の有無別)	(66)

(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令	66
図表 6 5 裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）	(66)
4 評議	67
図表 6 6 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	(67)
図表 6 7 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）	(68)
図表 6 8 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）	(69)
5 裁判の結果	70
図表 6 9 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員	(70)
図表 7 0 - 1 庁別・終局区分別の終局人員	(71)
図表 7 0 - 2 罪名別・終局区分別の終局人員	(72)
図表 7 1 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員	(73)
6 控訴	74
図表 7 2 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）	(74)
図表 7 3 第一審結果別の控訴審結果の分布	(75)
（参考）控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(76)
7 上告	76

## 第4 その他

77

図表 7 4 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）	(78)
図表 7 5 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(79)
図表 7 6 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(80)
図表 7 7 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員	(81)
図表 7 8 手話通訳・点字翻訳を要した裁判員候補者，裁判員等の員数	(81)
図表 7 9 裁判員法違反事件の処理状況	(81)

## 第1 実施状況の概要

## 1 概況

平成22年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ

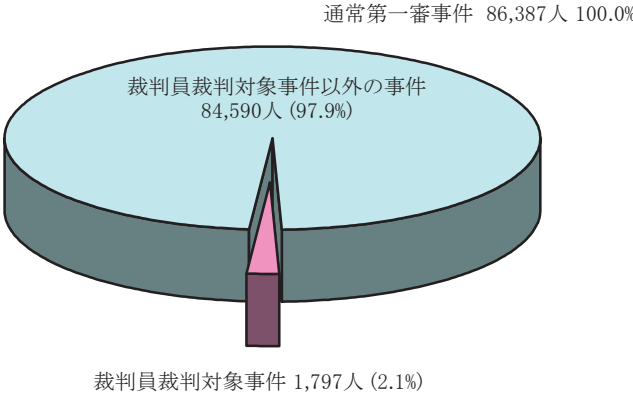
第1 実施状況の 概要	新受人員(延べ人員)	1,797(人)	(注) 図表2~4参照
	終局人員(実人員)	1,530(人)	(注) 図表5, 6, 70, 71参照
第2 裁判員等の 選任に関する 実施状況に ついて	裁判員候補者名簿被登録人数	344,900(人)	(注) 図表11, 12, 19参照
	選定された裁判員候補者の数	126,455(人)	(注) 図表13~16等参照
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	48,422(人)	(注) 図表16~18等参照
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	80.6(%)	(注) 図表16, 24参照
	辞退が認められた裁判員候補者の数	66,977(人)	(注) 図表25, 28参照
	辞退が認められた裁判員候補者の割合	53.0(%)	(注) 図表26~28参照
	選任された裁判員の数	8,673(人)	(注) 図表19参照
	選任された補充裁判員の数	3,067(人)	〃
第3 裁判員の参 加する公判 手続の実施 状況につい て	平均審理期間	8.3(月)	(注) 図表35, 36, 39, 41参照
	平均開廷回数	3.8(回)	(注) 図表42~45, 63参照
	平均取調べ証拠数	29.5(個)	(注) 図表46参照
	平均取調べ証人数	2.1(人)	(注) 図表47, 48参照
	平均証人尋問時間	137.2(分)	(注) 図表49, 55参照
	平均被告人質問時間	131.6(分)	(注) 図表51, 55参照
	被害者参加の申出があった判決人員	154(人)	(注) 図表65参照
	平均評議時間	504.4(分)	(注) 図表66~68参照
第4 その他	通訳翻訳人を付した外国人の判決人員	120(人)	(注) 図表75, 76参照

2 新受人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成22年1月1日から12月31日までの裁判員裁判対象事件の新受人員（「延べ人員」である。）は1,797人であり、同年における地裁刑事通常第一審事件全体の新受人員（8万6387人）の2.1%を占めている（以上、図表2）。

同年における裁判員裁判対象事件の新受人員を庁別及び罪名別にみると、図表3及び図表4のとおりである。

図表2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



図表3 庁別の新受人員

総数	1,797
東京地裁本庁	175
東京地裁立川支部	61
横浜地裁本庁	84
横浜地裁小田原支部	9
さいたま地裁本庁	86
千葉地裁本庁	194
水戸地裁本庁	49
宇都宮地裁本庁	26
前橋地裁本庁	26
静岡地裁本庁	7
静岡地裁沼津支部	23
静岡地裁浜松支部	13
甲府地裁本庁	10
長野地裁本庁	12
長野地裁松本支部	9
新潟地裁本庁	26
大阪地裁本庁	128
大阪地裁堺支部	53
京都地裁本庁	41
神戸地裁本庁	64
神戸地裁姫路支部	11
奈良地裁本庁	8
大津地裁本庁	14
和歌山地裁本庁	20
名古屋地裁本庁	75
名古屋地裁岡崎支部	23
津地裁本庁	16
岐阜地裁本庁	26
福井地裁本庁	7
金沢地裁本庁	10
富山地裁本庁	10

広島地裁本庁	38
山口地裁本庁	8
岡山地裁本庁	43
鳥取地裁本庁	4
松江地裁本庁	1
福岡地裁本庁	68
福岡地裁小倉支部	17
佐賀地裁本庁	5
長崎地裁本庁	8
大分地裁本庁	14
熊本地裁本庁	13
鹿児島地裁本庁	17
宮崎地裁本庁	11
那覇地裁本庁	18
仙台地裁本庁	31
福島地裁本庁	7
福島地裁郡山支部	24
山形地裁本庁	10
盛岡地裁本庁	6
秋田地裁本庁	5
青森地裁本庁	29
札幌地裁本庁	41
函館地裁本庁	6
旭川地裁本庁	10
釧路地裁本庁	5
高松地裁本庁	23
徳島地裁本庁	5
高知地裁本庁	3
松山地裁本庁	11

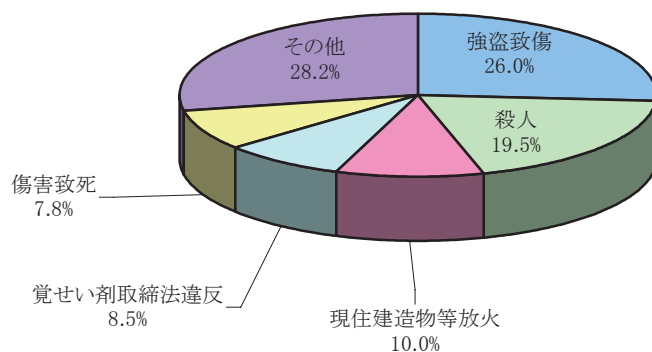
(注) 刑事月報による延べ人員である。



図表4 罪名別の新受人員

総数	1,797
強盗致傷	468
殺人	350
現住建造物等放火	179
覚せい剤取締法違反	153
傷害致死	141
(準)強姦致死傷	111
(準)強制わいせつ致死傷	105
強盗強姦	99
偽造通貨行使	60
強盗致死(強盗殺人)	43
通貨偽造	18
逮捕監禁致死	18
危険運転致死	17
保護責任者遺棄致死	9
銃刀法違反	5
組織的犯罪処罰法違反	5
麻薬特例法違反	5
身代金拐取	3
麻薬取締法違反	3
集団(準)強姦致死傷	2
その他	3

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。  
 2 受理後の罰条の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。  
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。



## 3 終局人員及びその内訳（庁別・罪名別）

平成22年における裁判員裁判対象事件の終局人員（「実人員」である。）は、1,530人であり、庁別にみると、図表5のとおりである（うち、有罪人員（一部無罪を含む。）は1,504人であり、判決人員に対する有罪率は99.9%である。）。

なお、平成22年における地裁刑事通常第一審事件全体の終局人員は、6万2840人である。

図表5 庁別の終局人員

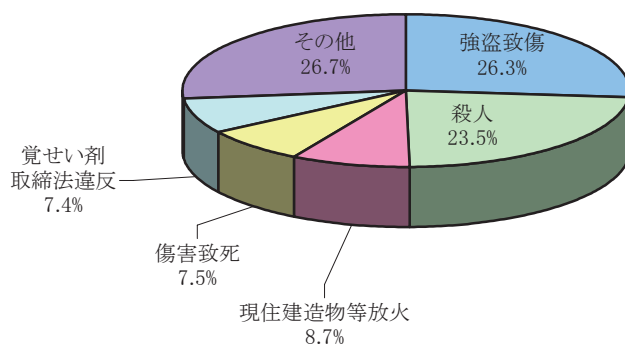
総数	1,530		
東京地裁本庁	138	広島地裁本庁	24
東京地裁立川支部	54	山口地裁本庁	11
横浜地裁本庁	65	岡山地裁本庁	16
横浜地裁小田原支部	12	鳥取地裁本庁	3
さいたま地裁本庁	68	松江地裁本庁	2
千葉地裁本庁	143	福岡地裁本庁	64
水戸地裁本庁	48	福岡地裁小倉支部	22
宇都宮地裁本庁	26	佐賀地裁本庁	9
前橋地裁本庁	33	長崎地裁本庁	15
静岡地裁本庁	9	大分地裁本庁	11
静岡地裁沼津支部	14	熊本地裁本庁	17
静岡地裁浜松支部	6	鹿児島地裁本庁	20
甲府地裁本庁	9	宮崎地裁本庁	9
長野地裁本庁	14	那覇地裁本庁	24
長野地裁松本支部	7	仙台地裁本庁	29
新潟地裁本庁	17	福島地裁本庁	4
大阪地裁本庁	126	福島地裁郡山支部	21
大阪地裁堺支部	38	山形地裁本庁	8
京都地裁本庁	22	盛岡地裁本庁	4
神戸地裁本庁	48	秋田地裁本庁	3
神戸地裁姫路支部	19	青森地裁本庁	17
奈良地裁本庁	7	札幌地裁本庁	35
大津地裁本庁	12	函館地裁本庁	5
和歌山地裁本庁	18	旭川地裁本庁	6
名古屋地裁本庁	74	釧路地裁本庁	3
名古屋地裁岡崎支部	18	高松地裁本庁	18
津地裁本庁	12	徳島地裁本庁	7
岐阜地裁本庁	21	高知地裁本庁	14
福井地裁本庁	4	松山地裁本庁	12
金沢地裁本庁	8		
富山地裁本庁	7		

（注）刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表6 罪名別の終局人員

総数	1,530
強盗致傷	402
殺人	359
現住建造物等放火	133
傷害致死	115
覚せい剤取締法違反	113
(準)強姦致死傷	82
(準)強制わいせつ致死傷	63
強盗強姦	52
強盗致死(強盗殺人)	51
麻薬特例法違反	36
偽造通貨行使	34
危険運転致死	20
銃刀法違反	13
逮捕監禁致死	11
集団(準)強姦致死傷	10
保護責任者遺棄致死	9
通貨偽造	5
強盗	5
傷害	4
爆発物取締罰則違反	4
麻薬取締法違反	3
(準)強姦	2
窃盗	2
激発物破裂	1
暴行	1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。



## 4 未済人員及びその内訳（庁別・係属期間別（総数））

平成22年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員（併合された事件を含む「延べ人員」である。）を庁別及び係属期間別にみると、図表7のとおりである\*1。

なお、同年末現在における地裁刑事通常第一審事件全体の未済人員は、2万2816人である。

図表7-1 庁別の未済人員

総数	1,526		
東京地裁本庁	164	広島地裁本庁	32
東京地裁立川支部	67	山口地裁本庁	5
横浜地裁本庁	78	岡山地裁本庁	33
横浜地裁小田原支部	4	鳥取地裁本庁	4
さいたま地裁本庁	90	松江地裁本庁	1
千葉地裁本庁	200	福岡地裁本庁	61
水戸地裁本庁	21	福岡地裁小倉支部	8
宇都宮地裁本庁	20	佐賀地裁本庁	2
前橋地裁本庁	17	長崎地裁本庁	11
静岡地裁本庁	3	大分地裁本庁	11
静岡地裁沼津支部	15	熊本地裁本庁	5
静岡地裁浜松支部	7	鹿児島地裁本庁	16
甲府地裁本庁	11	宮崎地裁本庁	6
長野地裁本庁	9	那覇地裁本庁	11
長野地裁松本支部	10	仙台地裁本庁	13
新潟地裁本庁	10	福島地裁本庁	5
大阪地裁本庁	151	福島地裁郡山支部	19
大阪地裁堺支部	65	山形地裁本庁	6
京都地裁本庁	29	盛岡地裁本庁	4
神戸地裁本庁	40	秋田地裁本庁	4
神戸地裁姫路支部	11	青森地裁本庁	18
奈良地裁本庁	6	札幌地裁本庁	31
大津地裁本庁	13	函館地裁本庁	3
和歌山地裁本庁	12	旭川地裁本庁	6
名古屋地裁本庁	57	釧路地裁本庁	6
名古屋地裁岡崎支部	15	高松地裁本庁	11
津地裁本庁	13	徳島地裁本庁	3
岐阜地裁本庁	16	高知地裁本庁	1
福井地裁本庁	5	松山地裁本庁	5
金沢地裁本庁	22		
富山地裁本庁	4		

(注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件を含む。

\*1 新受・未済の各人員は「延べ人員」、終局人員は「実人員」である。

図表7-2 係属期間別の未済人員

総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
1,526	201	381	454	375	115	-

(注) 1 刑事未済年表による延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件を含む。

## 5 裁判員等の負担

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数（職務従事日数）の分布を自白・否認別にみると、図表8のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表9及び図表10のとおりである。

図表8 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）

	終局 件数	職務従事日数						平均職務従 事日数(日)
		2日	3日	4日	5日	10日 以内	10日を超 える	
総数	1,423	(0.8) 12	(33.4) 475	(36.1) 513	(15.7) 223	(13.1) 186	(1.0) 14	4.3
自白	905	(1.3) 12	(46.3) 419	(40.0) 362	(9.2) 83	(2.9) 26	(0.3) 3	3.7
否認	518	-	(10.8) 56	(29.2) 151	(27.0) 140	(30.9) 160	(2.1) 11	5.3

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 ( )は総数に対する割合(%)である。

図表9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

	判決 人員	職務従事時間						平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える	
総数	1,506	91	229	313	260	211	402	21.4
自白	971	84	192	256	182	120	137	18.5
否認	535	7	37	57	78	91	265	26.5

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表10 職務従事時間別の判決人員の分布(罪名別)

	判決 人員	職 務 従 事 時 間						平均職務 従事時間 (時)
		12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える	
総数	1,506	91	229	313	260	211	402	21.4
強盗致傷	393	23	84	86	62	55	83	20.0
殺人	357	14	37	62	66	59	119	23.3
現住建造物等放火	131	5	32	23	34	13	24	19.4
傷害致死	114	10	9	26	19	24	26	21.3
覚せい剤取締法違反	108	10	17	18	15	12	36	21.0
(準)強姦致死傷	81	4	15	20	16	8	18	20.2
(準)強制わいせつ致死傷	63	6	12	23	9	5	8	18.4
強盗致死(強盗殺人)	50	-	1	6	3	9	31	31.2
強盗強姦	49	3	8	12	6	6	14	21.8
麻薬特例法違反	36	1	1	9	9	5	11	21.6
偽造通貨行使	34	9	6	11	6	1	1	15.2
危険運転致死	20	5	1	4	6	1	3	18.0
銃刀法違反	13	-	3	2	-	3	5	21.5
逮捕監禁致死	11	-	-	-	3	3	5	24.0
集団(準)強姦致死傷	10	-	-	1	2	2	5	27.0
保護責任者遺棄致死	9	-	-	1	-	3	5	26.5
強盗	5	-	-	3	1	1	-	18.3
通貨偽造	5	1	1	-	3	-	-	16.3
爆発物取締罰則違反	4	-	-	2	-	-	2	26.9
傷害	4	-	-	1	-	1	2	25.9
麻薬取締法違反	3	-	-	1	-	-	2	34.1
窃盗	2	-	-	1	-	-	1	26.1
(準)強姦	2	-	1	1	-	-	-	15.5
暴行	1	-	-	-	-	-	1	40.1
激発物破裂	1	-	1	-	-	-	-	13.2

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

### 1 手続の流れの説明及び公表の構成

#### (1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

##### ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋ころ、市町村の選挙管理委員会が有権者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する（法23条1項）。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月ころにその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面（**名簿記載通知**）が送付される。

このとき、あわせて**調査票**を送付し、1年間を通じた辞退希望<sup>\*2</sup>の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月（**参加困難月**<sup>\*3</sup>）の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか（**就職禁止事由**<sup>\*4</sup>）などを尋ねる（規15条）。

平成21年に作成された裁判員候補者名簿（平成22年用）の被登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

##### イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ（**選定**）。これを受けて、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で（**呼び出さない措置**）、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日（**選任手続期日**）に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」と題する書面を送付する（法26条、27条）。

このとき、あわせて、**質問票**を送付し、裁判員になることができない事由（**欠格事由**<sup>\*5</sup>、就職禁止事由等）の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての

---

\*2 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由（**定型的辞退事由**）は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である（法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ）。

\*3 調査票により参加困難月（上限2か月）を申し出ることのできる事情（辞退事由）は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である（法16条8号イないしニ、辞退政令1号ないし3号、6号）。

\*4 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる（法15条）。

\*5 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者などが挙げられる（法14条）。

有無及びその事情などを尋ねる（法30条）。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し（**呼出取消し**）、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する（法27条5項・6項）\*6。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、呼出状の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

#### ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由\*7や辞退申立ての有無について質問する（法34条1項）。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者を除いた上で、検察官・弁護士から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求があればその当否について判断し（**理由を付した不選任**）、さらに検察官・弁護士から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で（**理由を示さない不選任**\*8）、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員\*9及び事件ごとに決められた数の補充裁判員（上限6人）が選任される（法34条4項・7項、36条、37条）。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

---

\*6 事件によっては、呼出状の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある（分離発送方式）。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、呼出状を送付しない措置（呼び出さない措置）をとることになる。

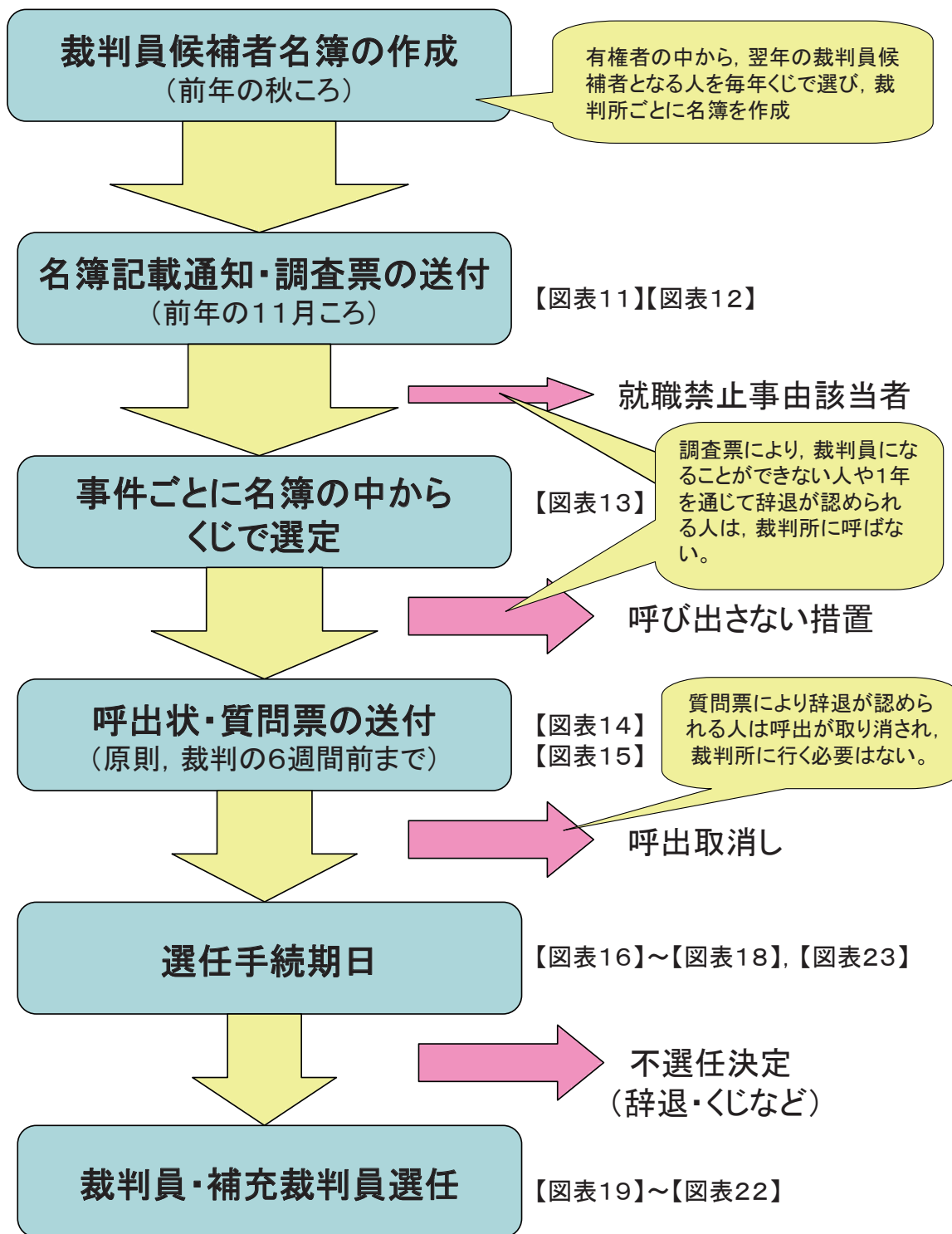
\*7 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由（被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条）についても確認する。

\*8 検察官及び弁護士は、裁判員候補者について、それぞれ4人（補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人）を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（法36条）。

\*9 ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる（法2条3項）。この場合には、選任される裁判員は4人となる。



エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表24】～【図表28】

(2) 選任手続全般を通じた辞退申立て、許否に関する状況

上記のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとしている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、選任手続の中でも一般に関心が特に高いと思われる辞退判断の状況について、上記3段階ごとの内訳といった詳細な情報を図表25ないし図表28で示すこととした。

(3) クロス集計の視点

一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要があるといえる。そこで、選任手続に関する統計については、辞退割合や選定数の多寡を左右する主たる要素となるとと思われる実審理予定日数とのクロス集計を基本として詳細な情報を提供することとした。

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の被登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成22年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計34万4900人（有権者全体の約0.33%であり、有権者約302人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、11万7268人であり<sup>\*10</sup>、このうち調査票で就職禁止事由に該当し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を庁別にみると、図表11のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申し出のあった月別の延べ人員は、図表12のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から削除された人員は、1,843人である。

---

\*10 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

図表 1 1 裁判員候補者名簿被登録人数，調査票回答者数，就職禁止事由該当者数，  
定型的辞退事由申出者数（庁別）

庁名	裁判員候補者名簿被登録人数	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計	庁名	裁判員候補者名簿被登録人数	回答者数	就職禁止事由該当者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	344,900	117,268	2,164	73,931	広島地裁本庁	5,800	2,011	50	1,327
裁判員候補者名簿被登録人数に占める割合(%)	100.0	34.0	0.6	21.4	山口地裁本庁	3,000	1,125	28	783
東京地裁本庁	30,000	9,438	180	5,314	岡山地裁本庁	3,900	1,428	17	969
東京地裁立川支部	6,700	2,159	43	1,272	鳥取地裁本庁	1,100	399	8	273
横浜地裁本庁	17,500	5,641	88	3,222	松江地裁本庁	1,500	600	10	431
横浜地裁小田原支部	2,700	887	15	547	福岡地裁本庁	12,700	4,153	108	2,631
さいたま地裁本庁	15,100	4,889	110	2,887	福岡地裁小倉支部	4,500	1,637	35	1,090
千葉地裁本庁	27,000	8,672	170	5,095	佐賀地裁本庁	1,500	509	15	333
水戸地裁本庁	9,800	3,283	73	2,156	長崎地裁本庁	3,300	1,236	41	837
宇都宮地裁本庁	6,200	2,015	23	1,324	大分地裁本庁	3,000	1,126	19	788
前橋地裁本庁	7,400	2,537	37	1,644	熊本地裁本庁	4,100	1,428	20	966
静岡地裁本庁	2,300	846	11	535	鹿児島地裁本庁	3,300	1,285	21	914
静岡地裁沼津支部	4,100	1,493	33	987	宮崎地裁本庁	2,500	895	17	632
静岡地裁浜松支部	2,300	814	8	547	那覇地裁本庁	3,500	901	25	563
甲府地裁本庁	2,700	995	10	624	仙台地裁本庁	5,940	2,091	50	1,313
長野地裁本庁	2,300	858	17	570	福島地裁本庁	1,500	543	14	364
長野地裁松本支部	2,300	909	7	612	福島地裁郡山支部	3,400	1,153	7	770
新潟地裁本庁	3,700	1,451	20	980	山形地裁本庁	2,200	935	14	650
大阪地裁本庁	28,000	9,003	130	5,685	盛岡地裁本庁	2,100	764	11	516
大阪地裁堺支部	6,000	1,960	38	1,166	秋田地裁本庁	1,500	613	11	440
京都地裁本庁	6,400	2,285	46	1,426	青森地裁本庁	2,800	1,102	37	754
神戸地裁本庁	10,000	3,424	63	2,117	札幌地裁本庁	8,000	2,732	84	1,769
神戸地裁姫路支部	3,700	1,248	22	844	函館地裁本庁	1,800	677	16	436
奈良地裁本庁	4,000	1,431	27	917	旭川地裁本庁	1,700	687	24	450
大津地裁本庁	4,000	1,301	17	792	釧路地裁本庁	1,300	482	13	310
和歌山地裁本庁	3,000	1,100	13	767	高松地裁本庁	3,600	1,259	18	848
名古屋地裁本庁	16,600	5,541	85	3,311	徳島地裁本庁	2,100	786	11	552
名古屋地裁岡崎支部	6,500	2,105	28	1,268	高知地裁本庁	2,960	1,105	14	790
津地裁本庁	6,300	2,288	34	1,497	松山地裁本庁	3,600	1,354	23	896
岐阜地裁本庁	4,600	1,687	21	1,132					
福井地裁本庁	1,200	435	7	301					
金沢地裁本庁	1,800	616	15	382					
富山地裁本庁	2,500	941	12	615					

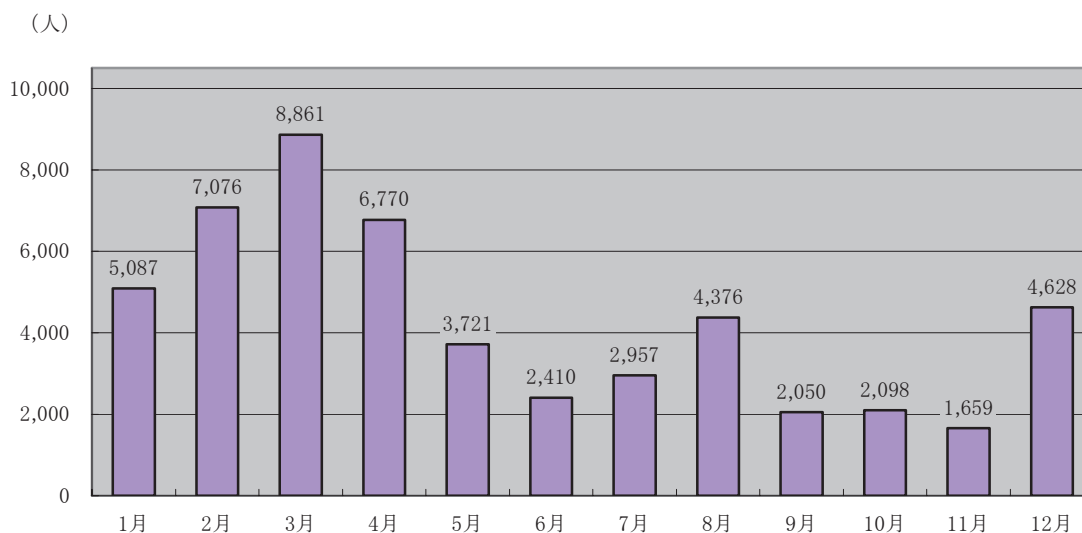
(注) 刑事局の集計結果に基づく実人員であり，概数である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿被登録人数	回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月 参加 困難者	うち2月 参加 困難者	うち3月 参加 困難者	うち4月 参加 困難者	うち5月 参加 困難者	うち6月 参加 困難者
(100.0)	(34.0)	(15.0)	(1.5)	(2.1)	(2.6)	(2.0)	(1.1)	(0.7)
344,900	117,268	51,693	5,087	7,076	8,861	6,770	3,721	2,410
			うち7月 参加 困難者	うち8月 参加 困難者	うち9月 参加 困難者	うち10月 参加 困難者	うち11月 参加 困難者	うち12月 参加 困難者
			(0.9)	(1.3)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(1.3)
			2,957	4,376	2,050	2,098	1,659	4,628

- (注) 1 刑事局の集計結果に基づく概数である。  
 2 「裁判員候補者名簿被登録人数」及び「回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。  
 3 ( ) は裁判員候補者名簿被登録人数全体に占める割合 (%) である。



3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は、12万6455人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

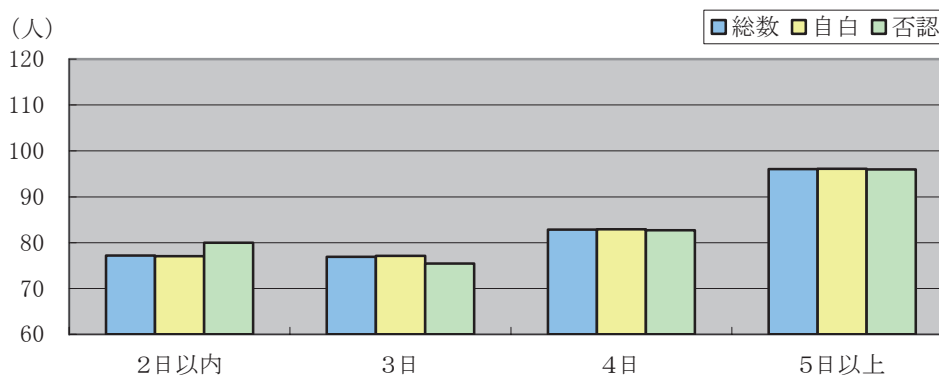
図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

	判決人員	選定された裁判員候補者総数	実 審 理 予 定 日 数			
			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	1,506	[84.0] 126,455	[77.2] 1,775	[76.9] 44,445	[82.8] 41,827	[96.0] 38,408
自白	971	[81.1] 78,753	[77.0] 1,695	[77.1] 39,088	[82.9] 28,262	[96.1] 9,708
否認	535	[89.2] 47,702	[80.0] 80	[75.5] 5,357	[82.7] 13,565	[96.0] 28,700

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。  
 2 [ ]は選定された裁判員候補者数の平均である。  
 3 選定された裁判員候補者数の平均は、  

$$\frac{\text{選定された裁判員候補者数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

選定された裁判員候補者数の平均



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、庁別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）

		選定された裁判員候補者数 (1)	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数 (2)	呼出状を送付した裁判員候補者数 (1)  (2)	辞退がされたよつて呼出取消された人員数 (3)	選任手続期日前に辞退者が認められた裁判員候補者数 (3)
総数		126,455	(25.5) 32,245	(74.5) 94,210	(22.9) 29,006	(48.4) 61,251
実審理予定日数	2日以内	1,775	(23.8) 422	(76.2) 1,353	(21.1) 374	(44.8) 796
	3日	44,445	(25.2) 11,213	(74.8) 33,232	(21.4) 9,496	(46.6) 20,709
	4日	41,827	(25.3) 10,596	(74.7) 31,231	(22.9) 9,594	(48.3) 20,190
	5日以上	38,408	(26.1) 10,014	(73.9) 28,394	(24.8) 9,542	(50.9) 19,556

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。  
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。  
 3 ( ) は選定された裁判員候補者に対する割合 (%) である。

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（庁別）

	(1) 選定された裁判員候補者数	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(2)	呼出状を送付した裁判員候補者数(1 2)	(3) 辞退申請によつて呼出取消しがされた裁判員候補者数	3) 選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(2+3)		(1) 選定された裁判員候補者数	呼び出さない措置がされた裁判員候補者数(2)	呼出状を送付した裁判員候補者数(1 2)	(3) 辞退申請によつて呼出取消しがされた裁判員候補者数	3) 選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(2+3)
総 数	126,455	32,245	94,210	29,006	61,251	広島地裁本庁	1,844	486	1,358	451	937
東京地裁本庁	10,867	2,634	8,233	2,261	4,895	山口地裁本庁	955	242	713	250	492
東京地裁立川支部	3,745	865	2,880	819	1,684	岡山地裁本庁	1,490	479	1,011	336	815
横浜地裁本庁	4,445	1,033	3,412	886	1,919	鳥取地裁本庁	270	61	209	69	130
横浜地裁小田原支部	740	177	563	165	342	松江地裁本庁	190	56	134	43	99
さいたま地裁本庁	5,271	1,160	4,111	1,135	2,295	福岡地裁本庁	4,776	1,022	3,754	1,282	2,304
千葉地裁本庁	11,400	2,575	8,825	2,657	5,232	福岡地裁小倉支部	1,615	452	1,163	381	833
水戸地裁本庁	3,760	812	2,948	821	1,633	佐賀地裁本庁	930	239	691	275	514
宇都宮地裁本庁	2,030	481	1,549	440	921	長崎地裁本庁	1,390	385	1,005	347	732
前橋地裁本庁	2,470	631	1,839	394	1,025	大分地裁本庁	1,130	319	811	341	660
静岡地裁本庁	745	225	520	173	398	熊本地裁本庁	1,505	427	1,078	369	796
静岡地裁沼津支部	1,055	272	783	238	510	鹿児島地裁本庁	2,510	896	1,614	702	1,598
静岡地裁浜松支部	485	134	351	112	246	宮崎地裁本庁	900	254	646	196	450
甲府地裁本庁	875	229	646	236	465	那覇地裁本庁	2,900	812	2,088	746	1,558
長野地裁本庁	1,150	284	866	292	576	仙台地裁本庁	2,110	530	1,580	492	1,022
長野地裁松本支部	620	165	455	161	326	福島地裁本庁	340	83	257	99	182
新潟地裁本庁	1,620	486	1,134	476	962	福島地裁郡山支部	1,560	388	1,172	361	749
大阪地裁本庁	10,804	2,688	8,116	2,332	5,020	山形地裁本庁	850	296	554	216	512
大阪地裁堺支部	3,070	791	2,279	564	1,355	盛岡地裁本庁	345	87	258	77	164
京都地裁本庁	2,005	577	1,428	440	1,017	秋田地裁本庁	250	60	190	59	119
神戸地裁本庁	3,804	885	2,919	889	1,774	青森地裁本庁	2,020	667	1,353	585	1,252
神戸地裁姫路支部	1,530	456	1,074	374	830	札幌地裁本庁	3,160	900	2,260	720	1,620
奈良地裁本庁	630	211	419	93	304	函館地裁本庁	555	207	348	128	335
大津地裁本庁	1,095	242	853	301	543	旭川地裁本庁	680	216	464	157	373
和歌山地裁本庁	1,400	412	988	289	701	釧路地裁本庁	340	95	245	99	194
名古屋地裁本庁	5,812	1,264	4,548	1,414	2,678	高松地裁本庁	1,572	420	1,152	378	798
名古屋地裁岡崎支部	1,290	309	981	246	555	徳島地裁本庁	610	189	421	108	297
津地裁本庁	930	253	677	199	452	高知地裁本庁	1,605	516	1,089	354	870
岐阜地裁本庁	1,600	420	1,180	354	774	松山地裁本庁	1,170	318	852	321	639
福井地裁本庁	300	85	215	63	148						
金沢地裁本庁	700	224	476	112	336						
富山地裁本庁	635	163	472	128	291						

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。  
 2 選任手続期日が取り消されたものを除く。



4 選任手続期日当日

(1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は、4万8422人で、出席率は、80.6%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,506	23	578	505	400
選定された裁判員候補者の数 (A)	[84.0] 126,455	[77.2] 1,775	[76.9] 44,445	[82.8] 41,827	[96.0] 38,408
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[62.6] 94,210	[58.8] 1,353	[57.5] 33,232	[61.8] 31,231	[71.0] 28,394
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[22.7] 34,146	[18.8] 433	[19.6] 11,300	[22.3] 11,247	[27.9] 11,166
〔うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数〕	[19.3] 29,006	[16.3] 374	[16.4] 9,496	[19.0] 9,594	[23.9] 9,542
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[32.2] 48,422	[33.2] 764	[30.8] 17,809	[31.9] 16,120	[34.3] 13,729
出席率(%) (D/(B-C))	80.6	83.0	81.2	80.7	79.7
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	38.3	43.0	40.1	38.5	35.7

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。  
 2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。  
 なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。  
 3 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。

(2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は、6,632人で、同期日に出席した裁判員候補者4万8422人に占める割合は13.7%である。また、辞退が認められた総数は、5,726人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参照されたい。

図表17 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
出席者数	48,422	764	17,809	16,120	13,729
辞退を申し立てた裁判員候補者数	6,632	83	2,104	2,307	2,138
辞退が認められた裁判員候補者数	《86.3》 5,726	《77.1》 64	《84.3》 1,773	《85.0》 1,960	《90.2》 1,929
疾病傷害(法16条8号イ)	(9.4) 537	(23.4) 15	(9.7) 172	(10.4) 204	(7.6) 146
介護養育(法16条8号ロ)	(9.3) 532	(9.4) 6	(8.3) 148	(9.7) 191	(9.7) 187
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(43.8) 2,508	(35.9) 23	(41.3) 732	(41.9) 821	(48.3) 932
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(4.4) 253	(1.6) 1	(3.9) 69	(4.3) 85	(5.1) 98
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 29	-	(0.8) 15	(0.3) 6	(0.4) 8
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.9) 108	(1.6) 1	(1.9) 33	(2.4) 47	(1.4) 27
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(1.5) 87	-	(1.7) 31	(1.6) 31	(1.3) 25
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.1) 8	-	(0.1) 2	(0.1) 2	(0.2) 4
遠隔地(辞退政令5号)	(0.4) 22	-	(0.3) 5	(0.3) 6	(0.6) 11
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(27.1) 1,552	(28.1) 18	(30.1) 534	(27.0) 530	(24.4) 470
その他の辞退事由 ※注4	(1.6) 90	-	(1.8) 32	(1.9) 37	(1.1) 21

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。  
 2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。  
 3 ( )は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。  
 4 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由による辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

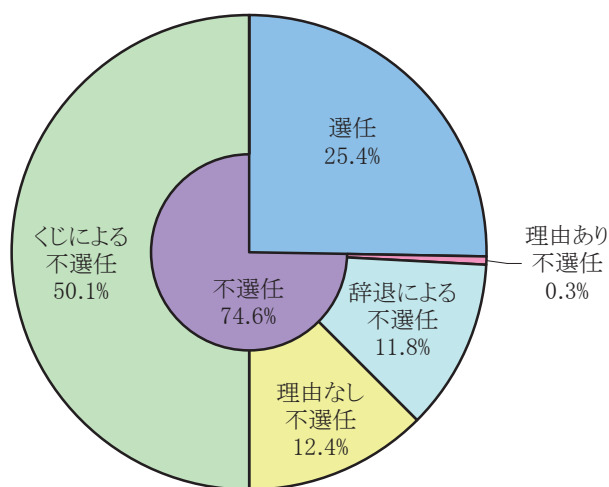
(3) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を  
実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選  
任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳  
（実審理予定日数別）

	総数	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,506	23	578	505	400
出席者数	[32.2] 48,422	[33.2] 764	[30.8] 17,809	[31.9] 16,120	[34.3] 13,729
不選任決定がされた裁判員候補者数	[24.0] 36,117	[25.4] 584	[22.9] 13,218	[23.8] 12,012	[25.8] 10,303
理由あり不選任(法34条4項)	[0.1] 137	[0.1] 3	[0.1] 58	[0.1] 40	[0.1] 36
辞退による不選任(法34条7項)	[3.8] 5,726	[2.8] 64	[3.1] 1,773	[3.9] 1,960	[4.8] 1,929
理由なし不選任(法36条) ※注3	[4.0] 5,987	[2.4] 56	[3.7] 2,140	[3.8] 1,917	[4.7] 1,874
くじによる不選任(法37条3項)	[16.1] 24,267	[20.0] 461	[16.0] 9,247	[16.0] 8,095	[16.2] 6,464
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注4	-	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。  
 2 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。  
 3 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）。  
 4 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものをいう。



(注) 「選任」の割合は、刑事通常第一審事件票による延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)からは算出できない。

#### (4) 選任の状況

庁ごとの選挙人名簿被登録者数から裁判員等に選任される各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりであり、これに続く円グラフ(25頁)は、全選挙人名簿被登録者が裁判員等に選任される割合をグラフ化したものである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等を見ると、図表20のとおりである(ただし、アンケートに回答していただいた方の属性であることに留意する必要がある。)

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（庁別）

	判決 人員	選挙人名簿 被登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 被登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
総数	1,506	104,090,598	344,900	126,455	8,673	3,067	3.4
東京地裁本庁	137	7,249,176	30,000	10,867	799	291	3.6
東京地裁立川支部	49	3,333,087	6,700	3,745	283	97	5.7
横浜地裁本庁	63	6,280,499	17,500	4,445	353	121	2.7
横浜地裁小田原支部	11	986,869	2,700	740	67	22	3.3
さいたま地裁本庁	68	5,793,393	15,100	5,271	402	138	3.6
千葉地裁本庁	140	5,027,588	27,000	11,400	839	290	4.2
水戸地裁本庁	48	2,426,872	9,800	3,760	275	91	3.7
宇都宮地裁本庁	25	1,633,687	6,200	2,030	152	53	3.3
前橋地裁本庁	33	1,633,715	7,400	2,470	180	65	3.3
静岡地裁本庁	9	990,496	2,300	745	55	22	3.3
静岡地裁沼津支部	12	1,031,320	4,100	1,055	73	27	2.4
静岡地裁浜松支部	6	1,060,565	2,300	485	36	14	2.2
甲府地裁本庁	9	704,848	2,700	875	55	22	2.9
長野地裁本庁	13	876,959	2,300	1,150	73	28	4.4
長野地裁松本支部	7	887,570	2,300	620	43	17	2.6
新潟地裁本庁	17	1,974,637	3,700	1,620	103	39	3.8
大阪地裁本庁	126	5,103,283	28,000	10,804	751	286	3.7
大阪地裁堺支部	37	1,990,871	6,000	3,070	195	65	4.3
京都地裁本庁	22	2,104,007	6,400	2,005	132	47	2.8
神戸地裁本庁	48	3,187,229	10,000	3,804	259	91	3.5
神戸地裁姫路支部	19	1,357,195	3,700	1,530	109	33	3.8
奈良地裁本庁	7	1,156,688	4,000	630	42	17	1.5
大津地裁本庁	12	1,102,106	4,000	1,095	74	22	2.4
和歌山地裁本庁	17	853,655	3,000	1,400	96	32	4.3
名古屋地裁本庁	74	4,007,611	16,600	5,812	411	136	3.3
名古屋地裁岡崎支部	18	1,808,186	6,500	1,290	108	31	2.1
津地裁本庁	12	1,509,267	6,300	930	73	25	1.6
岐阜地裁本庁	20	1,694,545	4,600	1,600	121	45	3.6
福井地裁本庁	4	656,044	1,200	300	24	8	2.7
金沢地裁本庁	8	947,871	1,800	700	48	17	3.6
富山地裁本庁	7	907,540	2,500	635	42	15	2.3
広島地裁本庁	24	2,328,514	5,800	1,844	140	57	3.4
山口地裁本庁	11	1,216,995	3,000	955	66	28	3.1
岡山地裁本庁	16	1,581,366	3,900	1,490	98	42	3.6
鳥取地裁本庁	3	488,626	1,100	270	18	7	2.3
松江地裁本庁	2	597,753	1,500	190	12	6	1.2

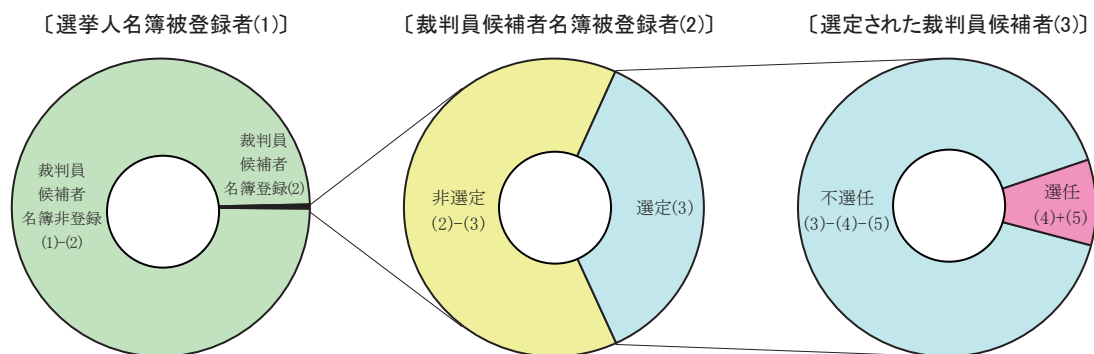
## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表19つづき)

	判決 人員	選挙人名簿 被登録者数 (1)	裁判員 候補者名簿 被登録人数 (2)	選定された 裁判員候補 者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された 補充裁判員 の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	63	3,013,446	12,700	4,776	322	120	3.5
福岡地裁小倉支部	22	1,084,866	4,500	1,615	121	41	3.6
佐賀地裁本庁	9	690,730	1,500	930	43	16	3.9
長崎地裁本庁	14	1,184,863	3,300	1,390	80	32	3.4
大分地裁本庁	10	995,357	3,000	1,130	50	18	2.3
熊本地裁本庁	17	1,493,316	4,100	1,505	97	28	3.0
鹿児島地裁本庁	20	1,405,749	3,300	2,510	92	37	3.9
宮崎地裁本庁	9	937,347	2,500	900	54	22	3.0
那覇地裁本庁	24	1,064,828	3,500	2,900	140	54	5.5
仙台地裁本庁	29	1,908,446	5,940	2,110	177	36	3.6
福島地裁本庁	4	478,725	1,500	340	24	8	2.1
福島地裁郡山支部	20	1,188,028	3,400	1,560	108	31	4.1
山形地裁本庁	8	972,828	2,200	850	48	13	2.8
盛岡地裁本庁	4	1,113,663	2,100	345	24	9	1.6
秋田地裁本庁	3	936,108	1,500	250	19	6	1.7
青森地裁本庁	17	1,167,712	2,800	2,020	90	30	4.3
札幌地裁本庁	34	2,789,968	8,000	3,160	205	77	3.5
函館地裁本庁	5	413,031	1,800	555	31	13	2.4
旭川地裁本庁	6	619,539	1,700	680	36	16	3.1
釧路地裁本庁	3	796,261	1,300	340	18	8	2.0
高松地裁本庁	18	832,839	3,600	1,572	93	30	3.4
徳島地裁本庁	7	662,702	2,100	610	42	14	2.7
高知地裁本庁	14	645,766	2,960	1,605	79	35	3.9
松山地裁本庁	12	1,203,847	3,600	1,170	73	26	2.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。  
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。  
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
 4 「選挙人名簿被登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した有権者数の総数である。  
 5 「裁判員候補者名簿被登録人数」は、刑事局の集計結果に基づく実人員であり、概数である。

### <イメージ>



図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者，選任された裁判員及び  
補充裁判員の属性

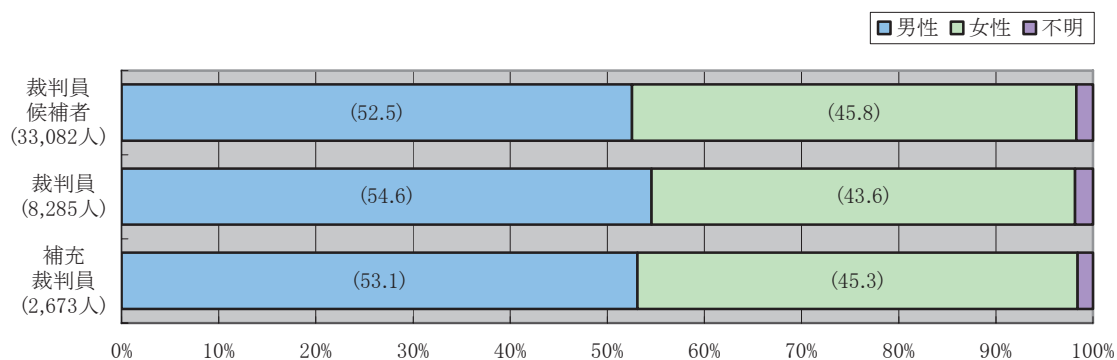
		裁判員 候補者	裁判員	補充 裁判員
総 数		33,082	8,285	2,673
性別	男性	17,376	4,520	1,419
	女性	15,142	3,613	1,212
	不明	564	152	42
年代別	20代	4,988	1,203	406
	30代	7,264	1,906	624
	40代	6,948	1,780	590
	50代	6,475	1,672	528
	60代	6,259	1,428	434
	70歳以上	580	135	46
	不明	568	161	45
職業別	お勤め	16,849	4,542	1,422
	自営・自由業	2,819	625	197
	パート・アルバイト	5,326	1,216	410
	専業主婦・専業主夫	3,539	835	307
	学生	304	73	20
	無職	2,597	567	192
	その他	856	220	67
	不明	792	207	58

(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり，実人数である。

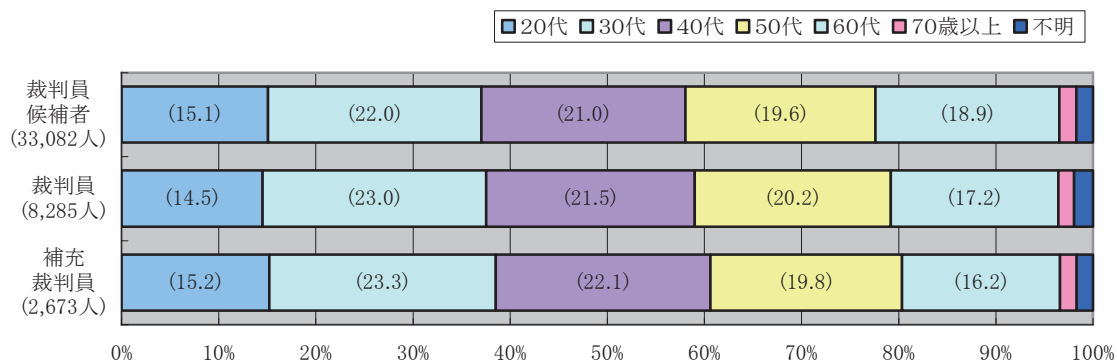
2 「お勤め」には公務員，会社経営者を含む。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

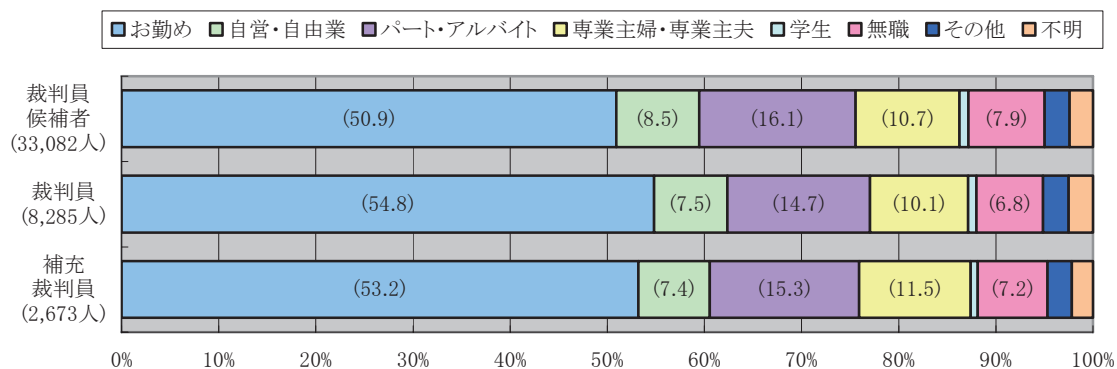
### 性別



### 年代別



### 職業別





図表21-1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布（実審理予定日数別）

図表21-2 選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

図表21-1

		判決 人員	補充裁判員が選任された被告人						
			総数	選任された補充裁判員					
				1人	2人	3人	4人	5人	6人 以上
総数		1,506	1,506	88	1,116	270	30	-	2
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	23	23	5	17	1	-	-	-
	3日	578	578	69	472	35	1	-	1
	4日	505	505	14	413	75	3	-	-
	5日以上	400	400	-	214	159	26	-	1

図表21-2

		選任され た補充裁 判員数の 平均
総数		2.2
実 審 理 予 定 日 数	2日以内	1.8
	3日	2.0
	4日	2.1
	5日以上	2.5

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 選任された補充裁判員数の平均は、  

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数（延べ人員）}}{\text{判決人員（実人員）}}$$
 により算出した。

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22-1 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

図表22-2 判決人員1人当たりの裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

図表22-1

		総数	開 廷 回 数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
裁判員	総数	137	3	42	54	19	19
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	13	1	2	4	6	-
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	1	-	-	1	-	-
	辞任申立て	123	2	40	49	13	19
補充裁判員	総数	675	9	284	214	89	79
	宣誓拒否, 出頭義務違反, 欠格事由等, 進行妨害	8	-	4	1	3	-
	その他の義務違反, 不公平な裁判のおそれ, 虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	74	1	32	15	9	17
	必要がないと認めたもの(法45条)	593	8	248	198	77	62

図表22-2

	判決人員 1人当たり の平均	開 廷 回 数				
		2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員	1,506	29	712	491	165	109
解任された裁判員	0.09	0.10	0.06	0.11	0.12	0.17
解任された補充裁判員	0.45	0.31	0.40	0.44	0.54	0.72
必要がないと認めたもの(法45条)	0.39	0.28	0.35	0.40	0.47	0.57

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

(6) その他

選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、113.2分であり、出席した裁判員候補者の平均は、32.2人である。

図表23-1 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布（選任手続期日に要した時間別）

図表23-2 出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

図表23-1

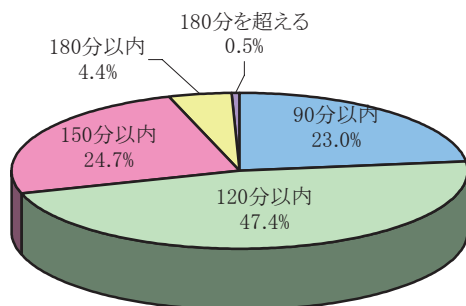
	判決人員	出席した裁判員候補者					
		30人以内	35人以内	40人以内	45人以内	50人以内	50人を超える
総数	1,506	653	457	230	104	42	20
選任手続期日に要した時間	90分以内	346	218	90	29	7	1
	120分以内	714	324	229	102	38	8
	150分以内	372	98	124	78	47	7
	180分以内	66	11	13	20	12	7
	180分を超える	8	2	1	1	-	3

図表23-2

	出席した裁判員候補者	
総数	48,422	
選任手続期日に要した時間	90分以内	9,985
	120分以内	22,583
	150分以内	13,004
	180分以内	2,486
	180分を超える	364

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員



5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数	
選定された裁判員候補者の総数	126,455 [84.0]		呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 ※注2	32,245 [21.4]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	94,210 [62.6]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) ※注2	34,146 [22.7]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	48,422 [32.2]		(うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数 29,006 [19.3])	
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注3	80.6			

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。  
なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 4 [ ] は、総数を判決人員（1,506人）で除した平均値である。

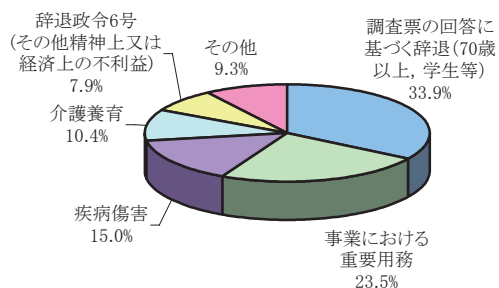
選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。なお、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申し出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

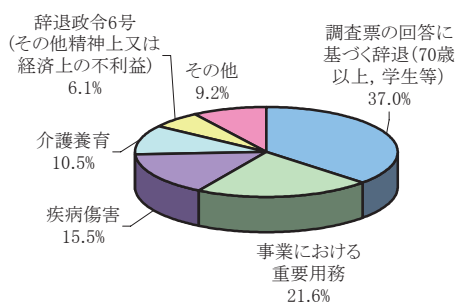
	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退により呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退により呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	1,506			
選定された裁判員候補者の数	126,455			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 66,977	(100.0) 32,245	(100.0) 29,006	(100.0) 5,726
調査票の回答に基づく辞退(70歳以上, 学生等) ※注2	(33.9) 22,690	(70.4) 22,690		
疾病傷害(法16条8号イ)	(15.0) 10,022	(17.4) 5,607	(13.4) 3,878	(9.4) 537
介護養育(法16条8号ロ)	(10.4) 6,938	(3.2) 1,016	(18.6) 5,390	(9.3) 532
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(23.5) 15,758	(4.5) 1,438	(40.7) 11,812	(43.8) 2,508
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.9) 1,288	(0.4) 144	(3.1) 891	(4.4) 253
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(1.8) 1,223	(1.5) 479	(2.5) 715	(0.5) 29
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.2) 791	(0.2) 69	(2.1) 614	(1.9) 108
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.8) 511	(0.1) 43	(1.3) 381	(1.5) 87
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	(0.2) 110	(0.0) 6	(0.3) 96	(0.1) 8
遠隔地(辞退政令5号)	(2.2) 1,486	(0.4) 141	(4.6) 1,323	(0.4) 22
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.9) 5,315	(1.6) 520	(11.2) 3,243	(27.1) 1,552
その他の辞退事由 ※注3	(1.3) 845	(0.3) 92	(2.3) 663	(1.6) 90

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。
- 2 「調査票の回答に基づく辞退」とは、(1)裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、調査票により辞退を希望し、これが認められたもののほか、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったもの及び(3)分離発送方式をとった事件において、事前質問票等により裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、当年内のその後の全事件について辞退を希望し、これが認められたものを含む。
- なお、「分離発送方式」については、11頁の脚注6を参照
- 3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由による辞退を申し立て、これが認められたものをいう。
- 4 ( )は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

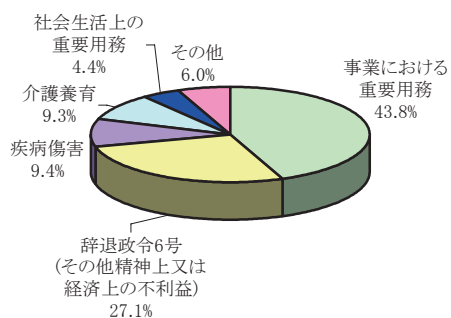
〔総数〕



〔選任手続期日前〕



〔選任手続期日当日〕



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を庁別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別<sup>\*11</sup>に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

\*11 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (庁別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数					辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数			
		2日以内	3日	4日	5日以上			2日以内	3日	4日	5日以上
総数	53.0	48.5	50.6	53.0	55.9	広島地裁本庁	53.9	-	50.7	55.6	55.8
東京地裁本庁	49.4	50.0	46.7	48.7	51.9	山口地裁本庁	57.2	-	55.5	59.5	57.5
東京地裁立川支部	48.6	-	47.3	45.8	52.1	岡山地裁本庁	60.0	-	57.7	61.8	62.3
横浜地裁本庁	48.0	-	44.6	47.2	52.9	鳥取地裁本庁	53.3	-	37.1	47.1	65.4
横浜地裁小田原支部	49.9	-	48.1	48.6	52.3	松江地裁本庁	57.4	-	-	57.4	-
さいたま地裁本庁	49.8	45.0	45.6	51.5	50.9	福岡地裁本庁	52.3	-	50.8	53.4	53.2
千葉地裁本庁	50.1	45.3	46.8	51.3	51.9	福岡地裁小倉支部	57.0	-	55.0	60.0	57.3
水戸地裁本庁	47.1	45.5	47.5	47.1	47.4	佐賀地裁本庁	58.1	54.0	48.9	55.9	60.9
宇都宮地裁本庁	51.8	-	48.0	51.1	57.5	長崎地裁本庁	56.0	-	54.7	54.9	58.7
前橋地裁本庁	45.6	45.0	44.7	41.8	53.2	大分地裁本庁	63.3	-	60.0	64.5	60.7
静岡地裁本庁	58.8	-	55.7	63.2	54.1	熊本地裁本庁	56.3	55.3	56.3	56.7	55.8
静岡地裁沼津支部	51.5	-	49.3	55.2	55.6	鹿児島地裁本庁	67.8	-	62.0	-	69.3
静岡地裁浜松支部	55.3	-	54.5	-	56.2	宮崎地裁本庁	55.7	-	51.9	53.0	59.5
甲府地裁本庁	57.8	-	50.0	62.4	59.1	那覇地裁本庁	56.6	50.0	54.9	59.0	58.6
長野地裁本庁	56.4	-	49.4	56.9	72.5	仙台地裁本庁	53.6	-	50.5	53.8	62.4
長野地裁松本支部	60.6	-	66.8	57.9	-	福島地裁本庁	59.1	-	63.3	-	57.6
新潟地裁本庁	63.0	-	60.8	61.3	66.3	福島地裁郡山支部	52.8	45.0	49.4	52.3	64.4
大阪地裁本庁	51.6	53.3	47.0	49.5	55.5	山形地裁本庁	65.1	-	60.0	65.3	71.7
大阪地裁堺支部	48.7	-	48.4	47.0	49.9	盛岡地裁本庁	50.7	-	42.5	53.2	-
京都地裁本庁	55.5	-	54.0	56.5	58.6	秋田地裁本庁	50.8	-	-	50.8	-
神戸地裁本庁	50.1	-	47.9	50.8	56.1	青森地裁本庁	65.5	-	65.0	66.3	-
神戸地裁姫路支部	58.6	-	59.1	58.3	58.6	札幌地裁本庁	54.3	-	52.9	52.5	57.3
奈良地裁本庁	54.4	-	53.3	55.4	55.0	函館地裁本庁	64.7	-	57.2	64.4	74.0
大津地裁本庁	55.3	41.7	50.8	54.7	62.1	旭川地裁本庁	58.5	-	55.5	59.6	60.0
和歌山地裁本庁	54.9	-	50.7	59.3	58.9	釧路地裁本庁	58.8	-	-	61.7	52.0
名古屋地裁本庁	51.0	-	46.2	49.8	54.3	高松地裁本庁	54.6	-	53.6	55.0	57.0
名古屋地裁岡崎支部	48.0	-	45.1	49.0	55.0	徳島地裁本庁	53.3	-	53.8	-	50.0
津地裁本庁	54.2	-	52.3	64.0	58.8	高知地裁本庁	59.1	-	58.3	55.2	70.8
岐阜地裁本庁	53.8	-	54.1	53.3	55.8	松山地裁本庁	59.3	-	58.4	57.3	62.8
福井地裁本庁	56.7	-	62.9	54.8	-						
金沢地裁本庁	53.9	-	53.5	53.5	56.0						
富山地裁本庁	53.9	-	48.0	52.5	59.1						

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%)  
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 審 理 予 定 日 数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
総数	53.0	48.5	50.6	53.0	55.9
調査票による辞退	17.9	15.2	17.8	18.1	18.0
疾病傷害(法16条8号イ)	7.9	7.9	8.0	7.9	7.9
介護養育(法16条8号ロ)	5.5	5.0	5.2	5.6	5.7
事業における重要用務(法16条8号ハ)	12.5	9.2	10.6	12.6	14.6
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	1.0	0.6	0.9	1.0	1.2
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	1.0	2.8	0.9	1.0	0.9
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	0.6	0.6	0.5	0.6	0.7
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.4	0.6	0.4	0.4	0.4
出産等への立ち会い等(辞退政令4号)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
遠隔地(辞退政令5号)	1.2	1.6	1.1	1.1	1.3
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	4.2	4.7	4.3	4.0	4.3
その他の辞退事由 ※注3	0.7	0.1	0.7	0.6	0.7

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
 2 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。  
 3 「その他の辞退事由」とは、裁判員法16条1号から7号までの辞退事由に該当する裁判員候補者で、質問票等により当該事件について辞退を申し立て、これが認められたものをいう。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	126,455	5,220	9,849	12,654	3,395	7,665	11,200
辞退が認められた裁判員候補者の数	(53.0) 66,977	(50.6) 2,643	(53.4) 5,263	(52.0) 6,579	(51.0) 1,731	(49.6) 3,803	(49.9) 5,593
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		14,529	5,167	13,441	16,008	11,353	15,974
		(51.3) 7,447	(51.3) 2,651	(52.9) 7,106	(54.0) 8,640	(55.9) 6,352	(57.4) 9,169

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。  
 2 ( )は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。



### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

#### 1 手続の流れ等の説明及び公表の構成

##### (1) 対象事件・合議体の構成

###### ア 対象事件

裁判員裁判の対象となる事件は、法定刑に死刑、無期懲役・禁錮を含む罪に係る事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為で人を死亡させた事件である（法2条1項）。

ただし、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務の遂行ができないような事情がある場合には、決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱う（**除外決定**，法3条1項）。

###### イ 合議体の構成

裁判員裁判対象事件を取り扱う**合議体の構成**は、原則的には裁判官3人と裁判員6人であるが、例外的に、公訴事実争いがなく、事件の内容等に照らし適当であり、当事者にも異議がない事件については、裁判官1人と裁判員4人の合議体で審理・裁判することができる（法2条2項，3項）。

##### (2) 裁判員裁判における訴訟手続の流れ

###### ア 公判前整理手続

刑事訴訟手続は、検察官が、裁判所に対し、被告人の処罰を求めて公訴提起（起訴）することにより開始される。裁判員裁判対象事件が起訴された場合、裁判所は、**公判前整理手続**に付さなければならない（法49条）。

公判前整理手続では、当事者による主張の明示や証拠の開示等を通じ、争点及び証拠の整理を行うほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど公判手続の進行上必要な事項を定める。そして、裁判所は、当事者との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

なお、裁判員が加わって審理が開始された後に、鑑定のために長期間審理が中断するような事態は望ましくないことから、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続で鑑定を行うことが決定された場合、鑑定結果の報告までに相当期間を要するときは、公判開始前に、鑑定の経過及び結果の報告を除く鑑定の手続を行うことができる（**第1回公判期日前の鑑定**，法50条1項）。

審理期間と対比した公判前整理手続の期間・期日回数の状況は、図表33及び図表35ないし図表40のとおりである。

#### イ 公判審理

(ア) 公判手続は、原則として公開の法廷において開く公判期日において行う。公判期日の指定に当たっては、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない（刑事訴訟法281条の6）。公判の**開廷回数・実審理期間**の状況は、図表41ないし図表45のとおりである。

公判期日においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人の被告事件についての陳述等が行われる（冒頭手続）。

続いて**証拠調べ**に入り、検察官や弁護人が証拠により証明しようとする事実を述べる冒頭陳述を行い、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにした上、証拠物や証拠書類の取調べや**証人尋問**等が行われる。また、被告人には黙秘権があるが、被告人が自ら供述する場合は**被告人質問**も行われ、その結果も証拠となる。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人が事実認定や法律の適用に関する意見等を述べ（検察官の論告・求刑、弁護人の弁論）、最後に被告人に対しても事件についての意見を述べる機会が与えられ（最終陳述）、審理を終結する（結審）。

取り調べた証拠数・証人数、証人尋問時間・被告人質問時間の平均や分布の状況は、図表46ないし図表57のとおりである。

(イ) 同一の被告人に対し、複数の事件が起訴された場合、弁論の併合（**客観的併合**）がされることがある。客観的併合がされている事件について、公訴事実の数別に、開廷回数・総審理時間や証拠調べの状況を図表58ないし図表61で示した。

他方、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、弁論を併合したままだとその審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担を軽減しながらも、刑の量定も含め適正な結論が得られるように、**区分審理**の制度が設けられた（法71条以下）。これは、併合した事件のうち一部の事件を区分し（区分審理決定）、順次、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪に関して部分判決を行い、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった

合議体が残りの事件を審理した上、併合した事件全体について刑の言渡しを含めた終局判決を行うというものである。なお、区分事件に含まれる被告事件の全部が裁判員裁判対象事件に該当しないときなど、裁判所の決定によって、構成裁判官のみで構成する合議体で、その区分事件の審理及び裁判を行う場合もある（法74条）。

区分審理決定のあった事件の審判の数ごとの内訳、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表62ないし図表64のとおりである。

#### ウ 評議

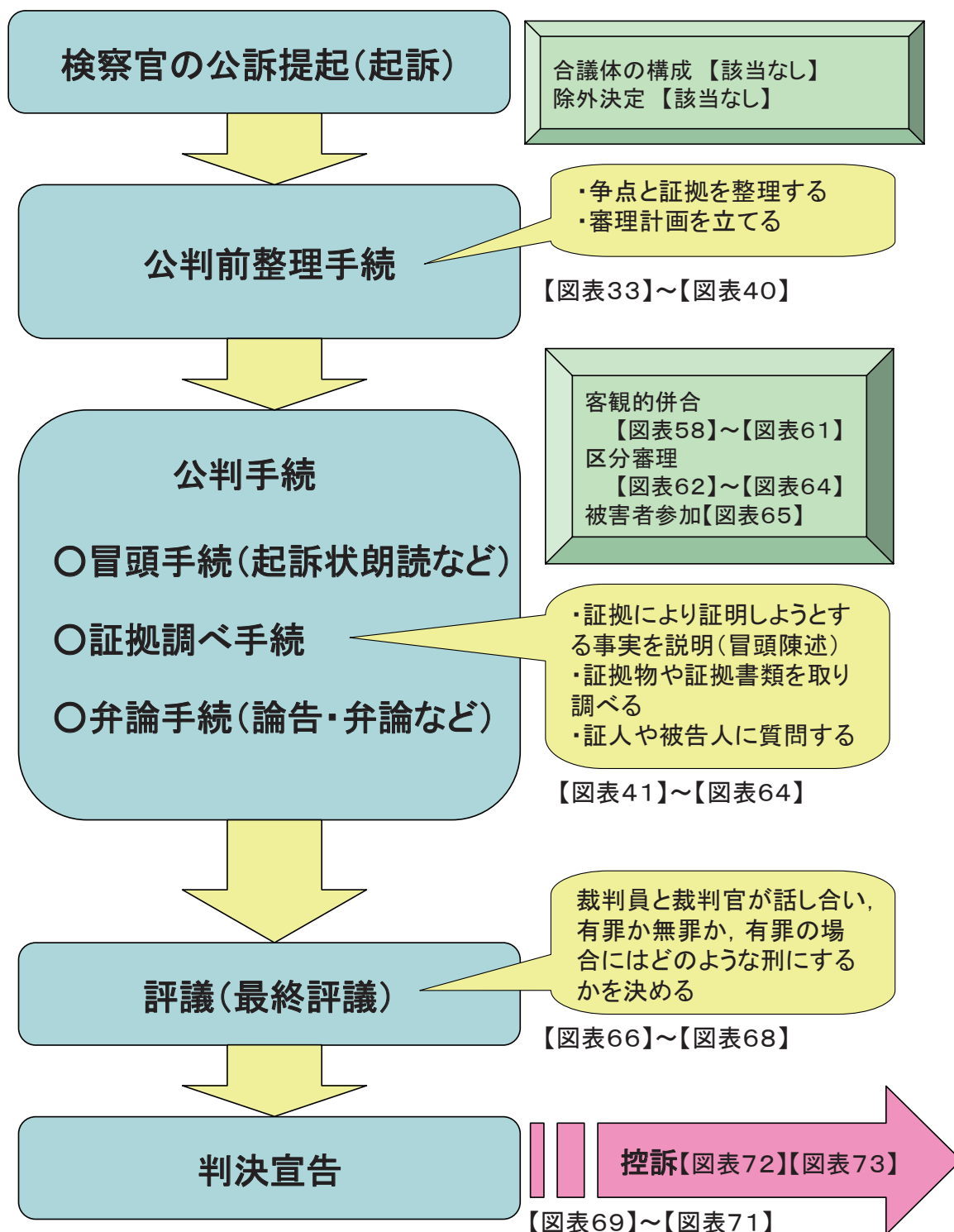
公判審理が終結すると、合議体を構成する裁判官と裁判員は、**評議**を行い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決める。なお、審理の間にも、随時評議が行われることがあり（中間評議）、それとの対比において、上記のような結審後に行われる評議は最終評議と呼ばれる。最終評議における評議時間の平均や分布の状況は図表66ないし図表68のとおりである。

#### エ 裁判・控訴・上告

評議において有罪・無罪、有罪の場合には量刑につき結論が決まると、判決が宣告され、事件は終局する。第一審の判決に不服がある当事者は、高等裁判所に控訴することができ、控訴審判決に不服がある当事者は、最高裁判所に上告することができる。

裁判員裁判の第一審の裁判結果や、控訴理由、控訴審の結果の状況等は、図表69ないし図表73のとおりである。

オ なお、公判手続（公判前整理手続を含む。）の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



(3) クロス集計の視点

公判手続（公判前整理手続を含む。）については、自白事件と否認事件で運用の在り方が異なることを踏まえ、自白・否認別のクロス集計を基本としつつ、その他の様々なクロス集計も織り込みながら、情報を提供することとした。このうち、公判前整理手続に関しては、期間・期日回数について、審理期間全体との対比も示しつつ、平均値や分布等の情報を盛り込んだ。また、裁判員裁判以外の裁判との対比のため、地裁通常第一審事件における審理期間や開廷回数の推移も参考として示した。

2 概況

平成22年の裁判員裁判対象事件の公判手続に関する概況は、図表29のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表29 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ

事項（平均）		区分			
		総数	自白	否認	
平均審理期間	受理～第1回	7.6(月)	6.7(月)	9.1(月)	(注) 図表41参照
	受理～終局	8.3(月)	7.4(月)	9.8(月)	
平均開廷回数		3.8(回)	3.5(回)	4.4(回)	(注) 図表44参照
平均公判前整理手続期間		5.5(月)	4.8(月)	6.8(月)	(注) 図表37参照
平均公判前整理手続期日回数		4.4(回)	3.6(回)	5.8(回)	(注) 図表33参照
平均評議時間		504.4(分)	438.8(分)	623.4(分)	(注) 図表66参照
平均取調べ証拠数		29.5(個)	27.3(個)	33.4(個)	(注) 図表46参照
平均取調べ証人数		2.1(人)	1.5(人)	3.3(人)	(注) 図表47参照
平均証人尋問時間		137.2(分)	81.3(分)	221.8(分)	(注) 図表49参照
平均被告人質問時間		131.6(分)	115.4(分)	159.8(分)	(注) 図表51参照
平均開廷時間		649.6(分)	540.3(分)	840.6(分)	(注) 図表55参照

(注) 刑事通常第一審事件票及び刑事局への個別報告による。

3 審理

(1) 合議体の構成・除外決定

合議体は、すべての事件で裁判官3人と裁判員6人で構成された。また、平成22年中に終局した事件において、裁判員法3条の除外決定がされたものはなかった。

図表30 合議体の構成別の判決人員（罪名別）  
（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表31 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）  
（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表32 罪名別の除外決定がされた判決人員  
（該当なし）

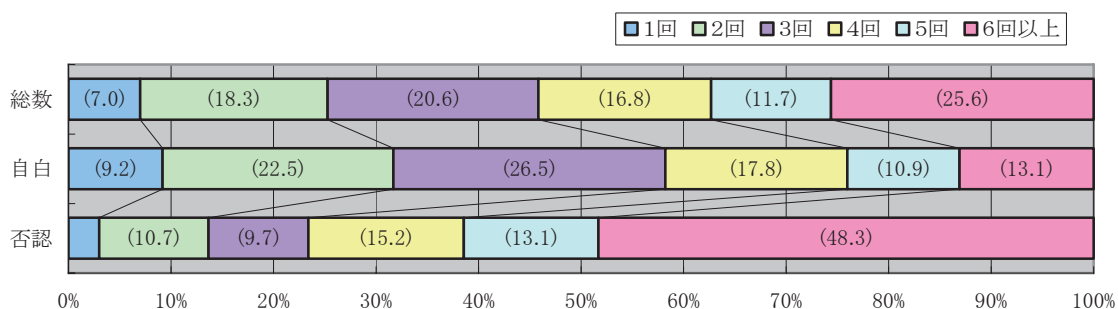
(2) 公判前整理手続

公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表33のとおりである。同表には、平成18年から同20年までの間に公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件における自白・否認別の公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況のデータを参考添付した。なお、公判前整理手続において鑑定の手続を行う旨の決定（法50条。以下、「第1回公判期日前の鑑定」という。）をして判決に至った人員を罪名別にみると、図表34のとおりである。

図表33 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）

	判決人員	公 判 前 整 理 手 続 期 日 回 数						平均公判前整理手続期日回数(回)
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 1,503	(7.0) 105	(18.3) 275	(20.6) 309	(16.8) 253	(11.7) 176	(25.6) 385	4.4
自白	(100.0) 969	(9.2) 89	(22.5) 218	(26.5) 257	(17.8) 172	(10.9) 106	(13.1) 127	3.6
否認	(100.0) 534	(3.0) 16	(10.7) 57	(9.7) 52	(15.2) 81	(13.1) 70	(48.3) 258	5.8

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。



### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数(自白否認別) (平成18年～20年累計)

	判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手続期日回数(回)
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	3,080	94	1,160	853	437	248	135	153	2.3
自白	1,783	84	890	511	180	68	32	18	1.7
否認	1,297	10	270	342	257	180	103	135	3.1

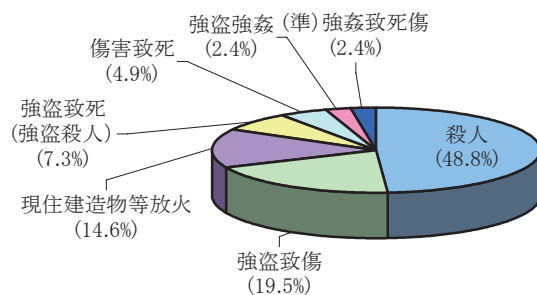
- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 「判決人員」は、有罪人員と無罪人員の合計である。

図表34 罪名別の第1回公判期日前の鑑定(法50条)を行った判決人員

	判決人員	鑑定を行った判決人員
総数	1,506	(2.7) 41
殺人	357	(5.6) 20
強盗致傷	393	(2.0) 8
現住建造物等放火	131	(4.6) 6
強盗致死(強盗殺人)	50	(6.0) 3
傷害致死	114	(1.8) 2
強盗強姦	49	(2.0) 1
(準)強姦致死傷	81	(1.2) 1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 ( )は判決人員に対する割合(%)である。

第1回公判期日前の鑑定(法50条)を行った人員の罪名別の割合





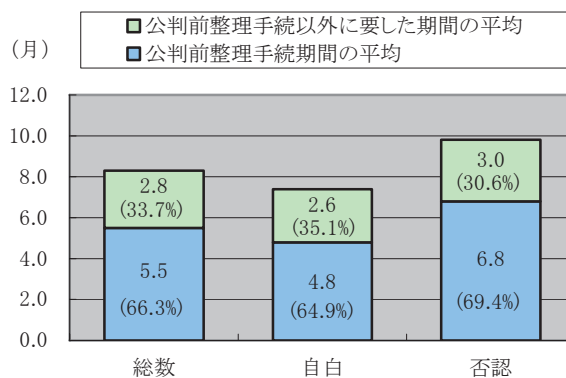
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別、罪名別、第1回公判期日前の鑑定の有無別及び開廷回数別）をみると、図表35ないし図表39のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間、3)実審理期間の合計である。それぞれ全審理期間に占める公判前整理手続期間と同手続以外の手続に要した期間の平均を示し、かつ、それぞれの割合をグラフ化したものを添付した。

また、図表35には、平成18年から同20年までの間の公判前整理手続に付された地裁第一審事件、裁判員裁判対象罪名の事件及び法定合議事件全体の各データを参考添付した。

図表35 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	8.3	(66.3) 5.5	(33.7) 2.8
自白	7.4	(64.9) 4.8	(35.1) 2.6
否認	9.8	(69.4) 6.8	(30.6) 3.0



(注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
2 ( ) は平均審理期間に対する割合(%)である。

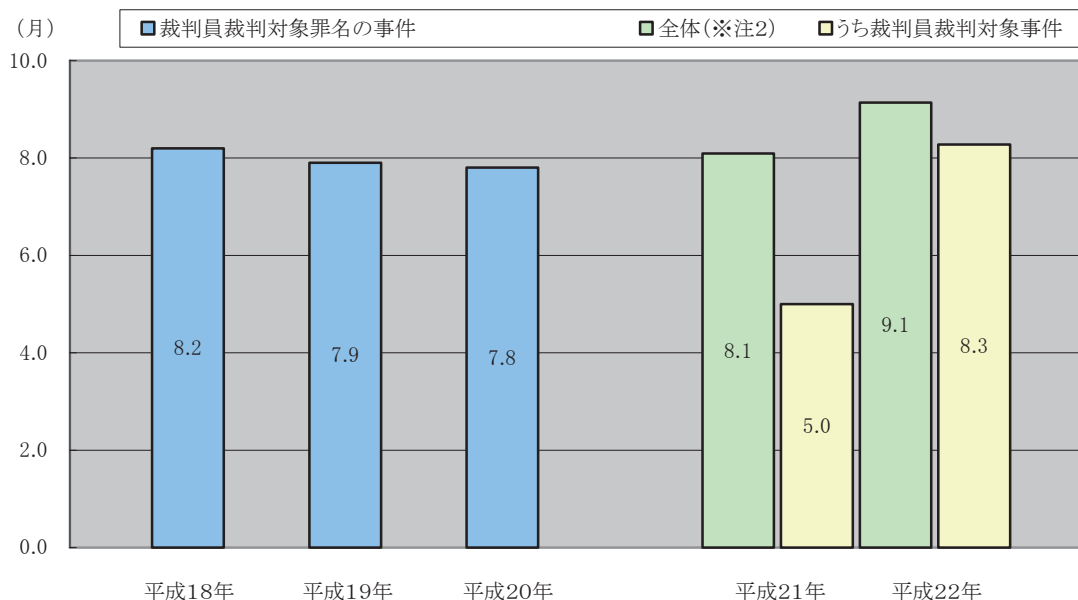
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の平均審理期間 (平成18年～20年累計)

	公判前整理手続に付された通常第一審事件全体			うち裁判員裁判対象罪名の事件			法定合議事件全体
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	
総数	6.8	(45.6) 3.1	(54.4) 3.7	6.6	(45.5) 3.0	(54.5) 3.6	6.8
自白	5.3	(45.3) 2.4	(54.7) 2.9	5.3	(47.2) 2.5	(52.8) 2.8	5.2
否認	8.6	(43.0) 3.7	(57.0) 4.9	8.3	(44.6) 3.7	(55.4) 4.6	10.8

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
2 ( ) は平均審理期間に対する割合 (%) である。

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移



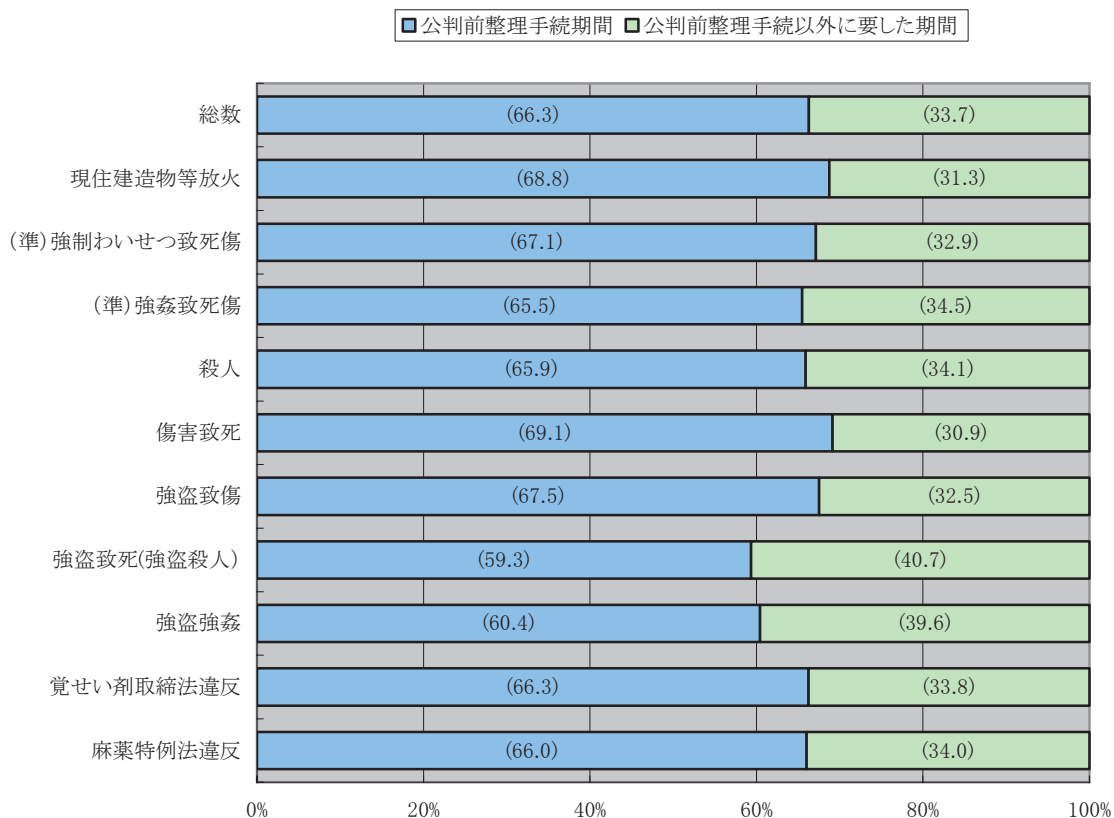
(注) 1 公判前整理手続を実施していないものを含む。  
2 「全体」とは、裁判員裁判対象罪名の事件及び裁判員裁判対象事件の総数をいう。

図表36 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	総 数			自 白			否 認		
	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平均 (月)	うち公判前 整理手続 以外に要し た期間の平均 (月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平均 (月)	うち公判前 整理手続 以外に要し た期間の平均 (月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平均 (月)	うち公判前 整理手続 以外に要し た期間の平均 (月)
総数	8.3	(66.3) 5.5	(33.7) 2.8	7.4	(64.9) 4.8	(35.1) 2.6	9.8	(69.4) 6.8	(30.6) 3.0
現住建造物等放 火	8.0	(68.8) 5.5	(31.3) 2.5	7.3	(65.8) 4.8	(34.2) 2.5	9.3	(74.2) 6.9	(25.8) 2.4
(準)強制わいせ つ致死傷	7.0	(67.1) 4.7	(32.9) 2.3	6.6	(59.1) 3.9	(40.9) 2.7	8.3	(79.5) 6.6	(20.5) 1.7
(準)強姦致死傷	8.4	(65.5) 5.5	(34.5) 2.9	7.9	(60.8) 4.8	(39.2) 3.1	9.1	(70.3) 6.4	(29.7) 2.7
殺人	8.5	(65.9) 5.6	(34.1) 2.9	7.2	(63.9) 4.6	(36.1) 2.6	10.2	(67.6) 6.9	(32.4) 3.3
傷害致死	8.1	(69.1) 5.6	(30.9) 2.5	6.9	(69.6) 4.8	(30.4) 2.1	11.2	(67.9) 7.6	(32.1) 3.6
強盗致傷	7.7	(67.5) 5.2	(32.5) 2.5	7.2	(66.7) 4.8	(33.3) 2.4	9.0	(68.9) 6.2	(31.1) 2.8
強盗致死(強盗 殺人)	12.3	(59.3) 7.3	(40.7) 5.0	11.3	(54.0) 6.1	(46.0) 5.2	13.1	(61.8) 8.1	(38.2) 5.0
強盗強姦	9.1	(60.4) 5.5	(39.6) 3.6	8.4	(63.1) 5.3	(36.9) 3.1	10.7	(55.1) 5.9	(44.9) 4.8
覚せい剤取締法 違反	8.0	(66.3) 5.3	(33.8) 2.7	6.5	(64.6) 4.2	(35.4) 2.3	9.4	(68.1) 6.4	(31.9) 3.0
麻薬特例法違反	10.0	(66.0) 6.6	(34.0) 3.4	9.8	(68.4) 6.7	(31.6) 3.1	12.0	(37.5) 4.5	(62.5) 7.5

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
 2 ( )は平均審理期間に対する割合(%)である。  
 3 本表には、判決人員が上位10位までの罪名を挙げた。

主要罪名別の公判前整理手続期間の割合（総数）



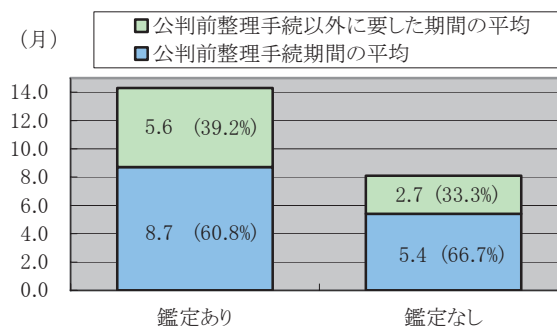
図表37 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間

	判決 人員	公 判 前 整 理 手 続 期 間										平均公判前 整理手続 期間(月)
		10日 以内	20日 以内	1月 以内	1月15 日以内	2月 以内	3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	6月を 超える	
総数	1,503	-	-	3	16	53	229	285	249	190	478	5.5
自白	969	-	-	3	13	47	202	214	171	126	193	4.8
否認	534	-	-	-	3	6	27	71	78	64	285	6.8

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表38 第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

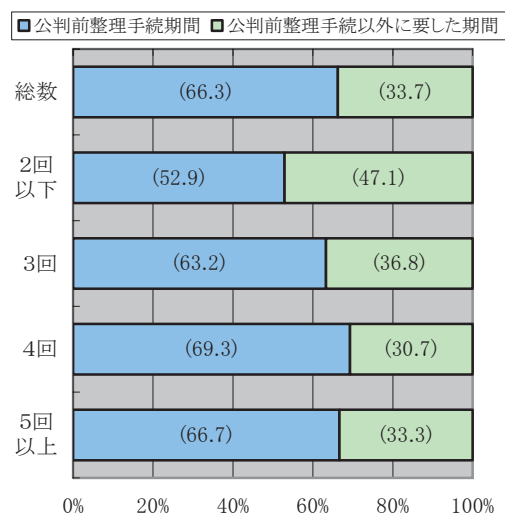
	平均審理期間(月)	公判前整理手続期間の平均(月)	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
鑑定あり	14.3	(60.8) 8.7	(39.2) 5.6
鑑定なし	8.1	(66.7) 5.4	(33.3) 2.7



(注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
2 ( ) は平均審理期間に対する割合 (%) である。

図表39 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

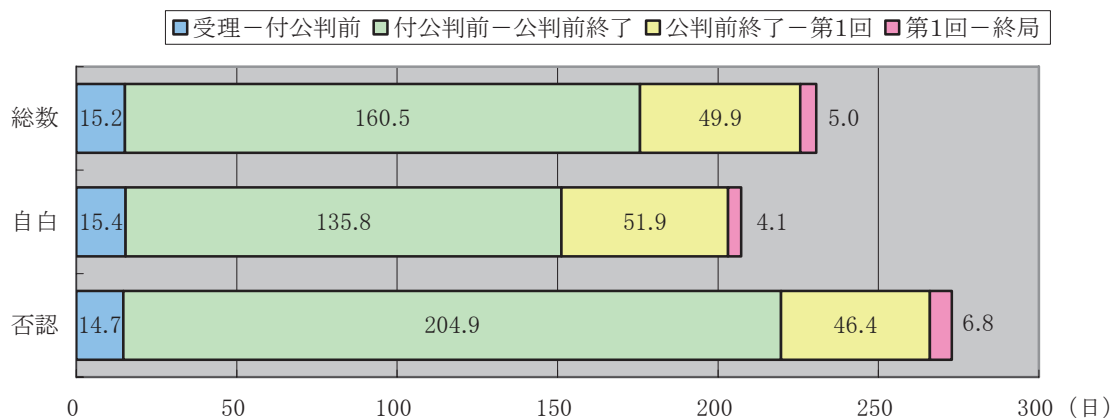
	判決人員	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	1,506	8.3	(66.3) 5.5	(33.7) 2.8
2回以下	29	5.1	(52.9) 2.7	(47.1) 2.4
3回	712	6.8	(63.2) 4.3	(36.8) 2.5
4回	491	8.8	(69.3) 6.1	(30.7) 2.7
5回以上	274	11.7	(66.7) 7.8	(33.3) 3.9



(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 ( ) は平均審理期間に対する割合 (%) である。  
3 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

裁判員裁判対象事件の受理から終局までの期間を、受理から公判前整理手続に付す旨の決定まで、同決定から同手続終了まで、同手続終了から第1回公判まで及び第1回公判から終局までの審理段階ごとの平均日数（自白・否認別）を算出し、グラフ化したものが、図表40である。

図表40 審理段階別の平均日数（自白否認別）



- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。  
 2 公判を開いた後に公判前整理手続に付された事件（例：裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等）を除く。  
 3 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。  
 4 実日数の平均によるため、図表35、36の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間とは一致しない。

(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間

自白・否認別の審理期間の平均及び分布状況は、図表4-1のとおりである。また、図表4-2は、開廷回数の分布と実審理期間の分布をクロス集計したものである。

開廷回数<sup>\*12</sup>と実審理期間をクロス集計することにより、公判期日の指定の在り方（連日的に指定されているのか、ある程度の間隔をおいて指定されているのか等）についての傾向を把握することが可能となる。

図表4-1 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間

	判決 人員	審 理 期 間							平均審理 期間(月)
		3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	
総数	1,506	5	64	175	268	599	259	136	8.3
自白	971	5	56	147	203	394	130	36	7.4
否認	535	-	8	28	65	205	129	100	9.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-2 実審理期間別・開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数

	判決 人員	開 廷 回 数								平均開廷 回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上		
総数	1,506	29	712	491	165	60	30	19	3.8	
実 審 理 期 間	2日以内	23	22	1	-	-	-	-	2.0	
	3日	526	6	518	2	-	-	-	3.0	
	4日	400	-	130	269	1	-	-	3.7	
	5日	145	1	25	88	30	-	1	4.0	
	10日以内	326	-	36	127	121	41	1	4.5	
	20日以内	48	-	-	-	2	12	23	11	7.0
	20日を超える	38	-	2	5	11	7	5	8	6.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

\*12 開廷回数には、公判準備期日（刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等が行われた期日）の回数が含まれるほか、1日の中で複数の期日が指定されることも考えられることから、開廷回数と実日数は、必ずしも一致しないが、概ね近似する。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

開廷回数の各平均及び分布状況（罪名別，自白・否認別，第1回公判期日前の鑑定の有無別）は，図表4-3ないし図表4-5のとおりである（なお，取調べ証人数別の開廷回数分布状況については，図表5-6を参照。）。

図表4-3 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,506	29	712	491	165	60	30	19	3.8
強盗致傷	393	9	195	136	31	10	8	4	3.7
殺人	357	1	134	142	50	16	12	2	4.0
現住建造物等放火	131	1	73	38	14	3	1	1	3.6
傷害致死	114	2	56	35	14	3	1	3	3.8
覚せい剤取締法違反	108	4	60	26	9	7	1	1	3.6
(準)強姦致死傷	81	3	41	26	8	2	-	1	3.6
(準)強制わいせつ致死傷	63	3	43	12	4	1	-	-	3.3
強盗致死(強盗殺人)	50	-	8	16	11	7	5	3	5.1
強盗強姦	49	1	25	15	5	1	2	-	3.7
麻薬特例法違反	36	-	19	5	8	3	-	1	4.0
偽造通貨行使	34	2	26	6	-	-	-	-	3.1
危険運転致死	20	2	10	6	1	1	-	-	3.5
銃刀法違反	13	1	4	5	3	-	-	-	3.8
逮捕監禁致死	11	-	1	5	3	2	-	-	4.5
集団(準)強姦致死傷	10	-	3	5	-	1	-	1	4.4
保護責任者遺棄致死	9	-	1	5	1	2	-	-	4.4
通貨偽造	5	-	5	-	-	-	-	-	3.0
強盗	5	-	3	2	-	-	-	-	3.4
傷害	4	-	1	1	2	-	-	-	4.3
爆発物取締罰則違反	4	-	-	3	1	-	-	-	4.3
麻薬取締法違反	3	-	1	1	-	-	-	1	5.0
(準)強姦	2	-	2	-	-	-	-	-	3.0
窃盗	2	-	-	1	-	1	-	-	5.0
激発物破裂	1	-	1	-	-	-	-	-	3.0
暴行	1	-	-	-	-	-	-	1	8.0

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後，裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。



### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表4-4 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,506	29	712	491	165	60	30	19	3.8
自白	971	27	587	280	57	11	6	3	3.5
否認	535	2	125	211	108	49	24	16	4.4

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-5 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,506	29	712	491	165	60	30	19	3.8
鑑定あり	41	-	5	17	12	3	3	1	4.7
鑑定なし	1,465	29	707	474	153	57	27	18	3.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

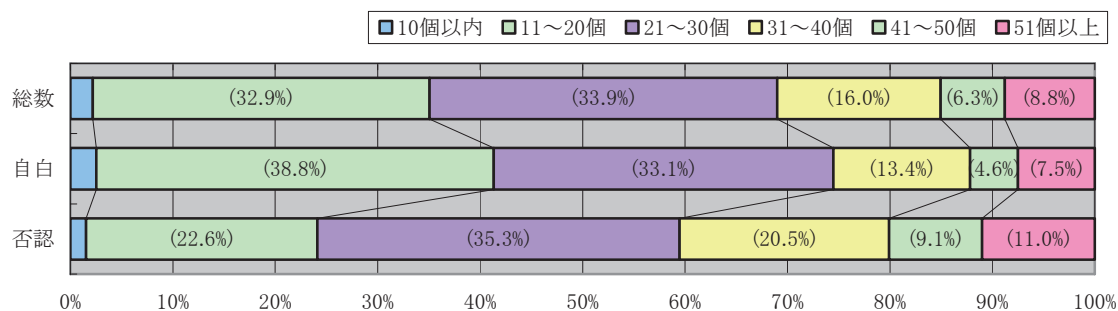
(4) 公判審理（証拠調べ）

取調べ証拠数，取調べ証人数，罪名別の取調べ証人数，自白・否認別の証人尋問の合計時間並びに取調べ証人1人当たりの証人尋問時間，被告人質問時間の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると，図表46ないし図表51のとおりである（なお，平均取調べ証人数の法定合議事件全体との比較については，図表57を参照。）。

図表46 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数 (個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	1,423	31	468	483	227	89	125	29.5
自白	905	23	351	300	121	42	68	27.3
否認	518	8	117	183	106	47	57	33.4

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり，概数である。  
2 取調べ証拠数には証人を含む。



図表47-1 取調べ証人数別の終局件数の分布（自白否認別）

図表47-2 平均取調べ証人数（自白否認別）

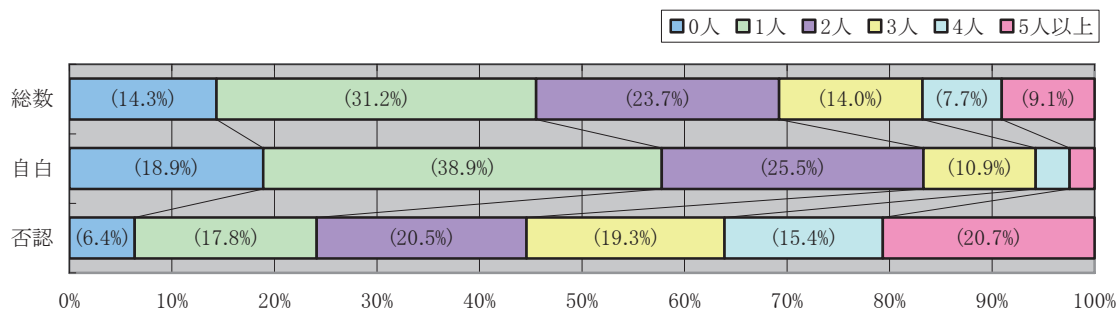
図表47-1

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人 以上
総数	1,423	204	444	337	199	110	129
自白	905	171	352	231	99	30	22
否認	518	33	92	106	100	80	107

図表47-2

	平均取調べ 証人数 (人)
総数	2.1
自白	1.5
否認	3.3

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表48-1 取調べ証人数別の終局件数の分布（罪名別）

図表48-2 平均取調べ証人数（罪名別）

図表48-1

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人 以上
総数	1,423	204	444	337	199	110	129
強盗致傷	359	54	116	95	54	23	17
殺人	344	32	91	75	61	34	51
現住建造物等放火	131	18	42	32	15	13	11
傷害致死	108	11	31	24	18	13	11
覚せい剤取締法違反	104	30	26	23	12	6	7
(準)強姦致死傷	81	20	22	16	11	10	2
(準)強制わいせつ致死傷	63	7	28	18	5	1	4
強盗致死(強盗殺人)	49	9	10	4	9	5	12
強盗強姦	48	8	22	10	6	2	-
偽造通貨行使	32	1	19	10	1	-	1
麻薬特例法違反	27	4	13	6	2	-	2
危険運転致死	20	1	8	7	1	-	3
銃刀法違反	10	4	2	2	-	-	2
逮捕監禁致死	9	1	4	3	-	1	-
保護責任者遺棄致死	7	-	1	2	2	-	2
集団(準)強姦致死傷	6	1	1	1	1	1	1
強盗	5	-	5	-	-	-	-
通貨偽造	4	1	2	1	-	-	-
傷害	4	-	1	3	-	-	-
爆発物取締罰則違反	3	1	-	-	1	1	-
麻薬取締法違反	3	1	-	1	-	-	1
(準)強姦	2	-	-	2	-	-	-
窃盗	2	-	-	1	-	-	1
激発物破裂	1	-	-	1	-	-	-
暴行	1	-	-	-	-	-	1

図表48-2

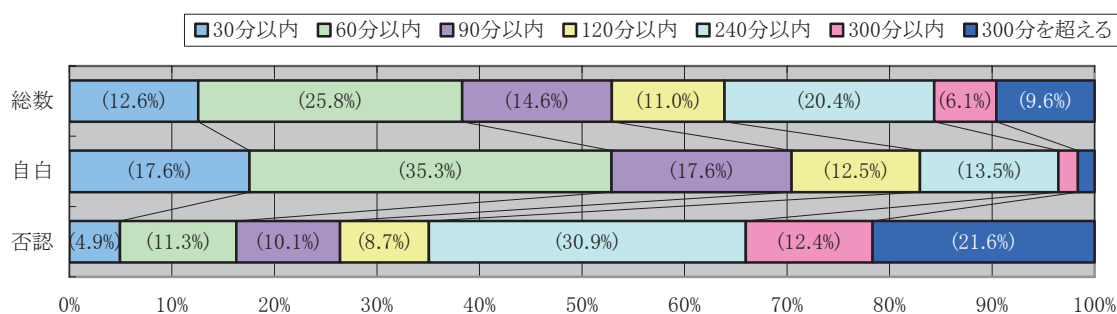
	平均取調べ証人数 (人)
総数	2.1
強盗致傷	1.9
殺人	2.6
現住建造物等放火	2.1
傷害致死	2.3
覚せい剤取締法違反	1.7
(準)強姦致死傷	1.7
(準)強制わいせつ致死傷	1.7
強盗致死(強盗殺人)	3.7
強盗強姦	1.4
偽造通貨行使	1.5
麻薬特例法違反	1.6
危険運転致死	2.3
銃刀法違反	1.8
逮捕監禁致死	1.6
保護責任者遺棄致死	3.9
集団(準)強姦致死傷	3.0
強盗	1.0
通貨偽造	1.0
傷害	1.8
爆発物取締罰則違反	2.3
麻薬取締法違反	7.0
(準)強姦	2.0
窃盗	3.5
激発物破裂	2.0
暴行	6.0

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表49 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証 人 尋 問 時 間							平均証人尋 問時間(分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	1,219	153	314	178	134	249	74	117	137.2
自白	734	129	259	129	92	99	14	12	81.3
否認	485	24	55	49	42	150	60	105	221.8

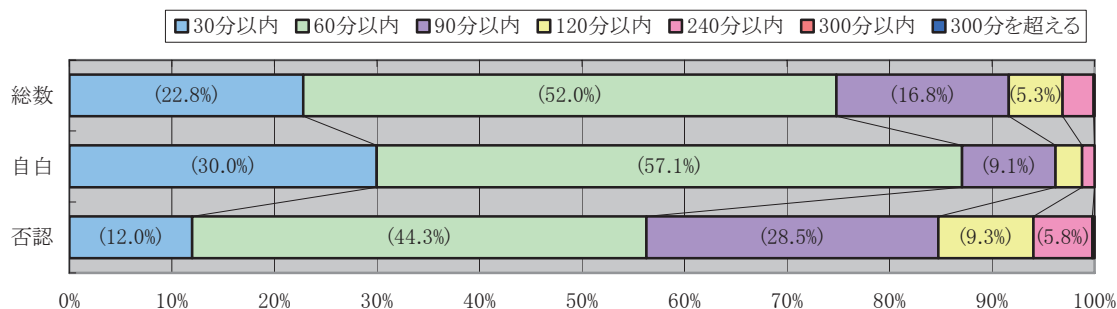
(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。  
2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表50 証人1人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人1人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証 人 1 人 当 たり の 証 人 尋 問 時 間							証人1人当 たりの平均証人 尋問時間 (分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	1,219	278	634	205	64	37	1	-	51.3
自白	734	220	419	67	19	9	-	-	43.2
否認	485	58	215	138	45	28	1	-	63.4

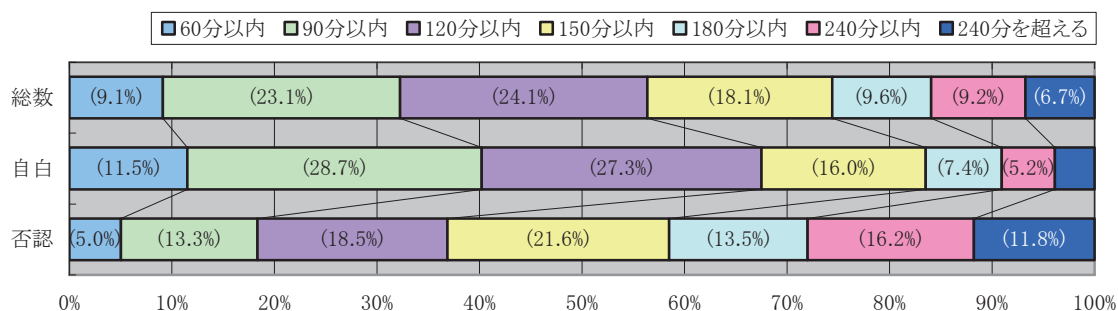
(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。  
2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表5-1 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							平均被告人 質問時間 (分)
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	
総数	1,423	130	329	343	257	137	131	96	131.6
自白	905	104	260	247	145	67	47	35	115.4
否認	518	26	69	96	112	70	84	61	159.8

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



取調べ証人数、証人尋問時間及び被告人質問時間の各分布状況（開廷時間の分布別）は、図表5-2ないし図表5-4のとおりである（なお、開廷時間の平均及び法定合議事件全体との比較については、図表5-7を参照。）。

図表5-2 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	1,423	204	444	337	199	110	129	
開 廷 時 間	5時間以内	96	34	47	13	2	-	-
	6時間以内	163	54	81	24	2	1	1
	7時間以内	138	22	59	42	12	2	1
	8時間以内	127	20	45	38	15	5	4
	9時間以内	146	27	53	41	19	5	1
	10時間以内	119	7	35	46	18	9	4
	11時間以内	111	16	32	26	23	9	5
	12時間以内	110	11	32	33	22	7	5
12時間を超える	413	13	60	74	86	72	108	

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表5-3 開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	証 人 尋 問 時 間						開廷時間に 占める証人 尋問時間の 割合(%)	
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	1,219	153	314	178	134	249	191	20.1	
開 廷 時 間	5時間以内	62	30	27	4	1	-	-	13.9
	6時間以内	109	31	60	14	3	1	-	13.2
	7時間以内	116	16	56	24	16	4	-	15.7
	8時間以内	107	15	29	27	18	18	-	17.1
	9時間以内	119	17	43	24	9	26	-	15.2
	10時間以内	112	11	26	26	21	26	2	16.5
	11時間以内	95	12	24	18	13	21	7	16.3
	12時間以内	99	8	19	14	12	38	8	17.7
	12時間を超える	400	13	30	27	41	115	174	23.9

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。  
 2 「開廷時間に占める証人尋問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の証人尋問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。  
 3 証人尋問を実施していないものを除く。

図表5-4 開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							開廷時間に 占める被告人 質問時間の 割合(%)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	1,423	130	329	343	257	137	131	96	20.3	
開 廷 時 間	5時間以内	96	39	44	11	2	-	-	-	26.8
	6時間以内	163	33	75	42	12	-	1	-	25.3
	7時間以内	138	19	50	43	22	4	-	-	24.2
	8時間以内	127	12	35	39	28	12	1	-	23.5
	9時間以内	146	5	44	54	27	11	5	-	21.4
	10時間以内	119	6	20	34	32	17	8	2	22.3
	11時間以内	111	7	18	28	27	16	8	7	20.6
	12時間以内	110	3	17	35	24	17	10	4	19.0
	12時間を超える	413	6	26	57	83	60	98	83	18.0

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。  
 2 「開廷時間に占める被告人質問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の被告人質問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

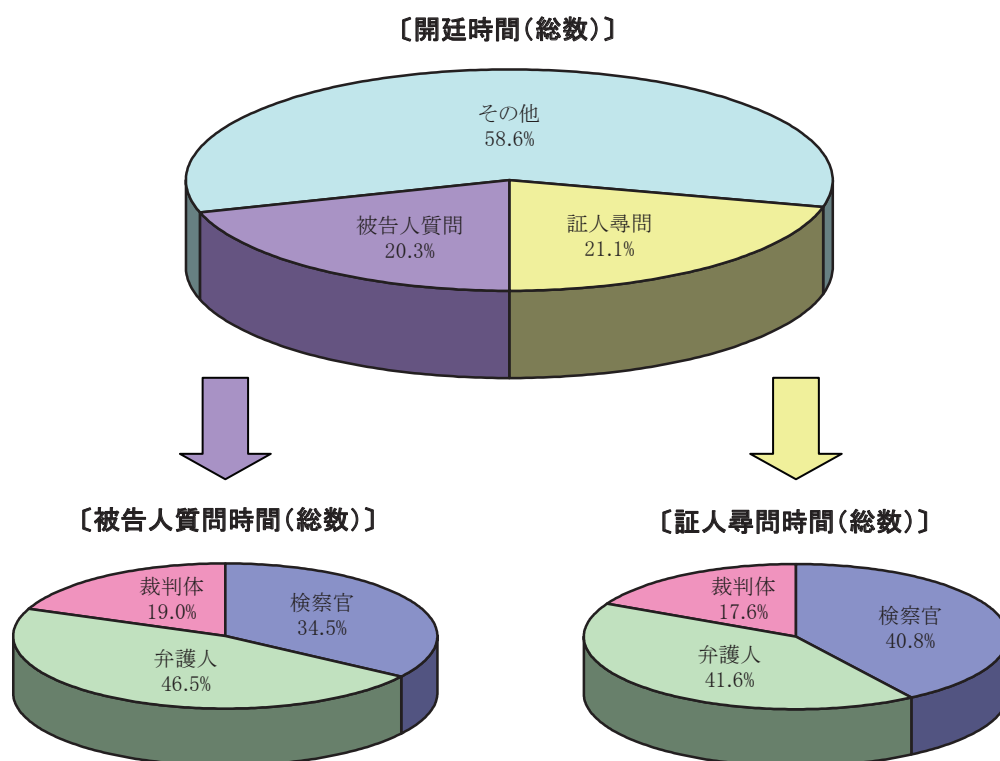
### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護士及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表55のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。また、開廷回数の分布別に取調べ証人数の分布状況をみると、図表56のとおりである。

図表55 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間(分)	平均証人尋問時間(分)	平均証人尋問時間(分)			平均被告人質問時間(分)	平均被告人質問時間(分)		
			うち検察官	うち弁護士	うち裁判体		うち検察官	うち弁護士	うち裁判体
総数	649.6	137.2	56.0	57.1	24.1	131.6	45.3	61.2	25.0
自白	540.3	81.3	28.0	36.3	17.0	115.4	38.1	54.1	23.2
否認	840.6	221.8	98.3	88.6	34.9	159.8	57.9	73.8	28.1

- (注) 1 刑事局への個別報告による概数である。  
2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



- (注) 証人尋問を実施した終局件数と終局総件数が異なるため、本グラフの平均開廷時間に占める平均証人尋問時間の割合は、図表53と一致しない。



図表56 取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数	1,423	204	444	337	199	110	129
開 廷 回 数	2回以内	29	9	13	7	-	-
	3回	710	155	313	175	53	11
	4回	456	36	103	126	100	57
	5回	136	2	10	22	37	25
	6回以上	92	2	5	7	9	17

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

法定合議事件全体と裁判員裁判対象事件における自白・否認別の平均開廷時間と平均取調べ証人数を比較したものが、図表57である。

図表57 自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数

	平均開廷時間(分)			平均取調べ証人数(人)		
	総数	自白	否認	総数	自白	否認
法定合議事件総数	538.5	347.2	990.7	1.8	1.1	3.6
うち裁判員裁判対象事件	664.0	559.6	853.6	2.1	1.4	3.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票によるため開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。  
 2 図表55は個別報告による概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。  
 3 取調べ証人数は延べ人員で計上する場合があるため図表47-2とは異なる。

(5) 客観的併合

公訴事実の数ごとにみた証拠調べの状況や、開廷回数、開廷時間の状況（自白・否認別）は、図表58ないし図表61のとおりである。

図表58-1 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）

		終局 件数	取 調 べ 証 拠 数					平均取調べ 証拠数(個)	
			10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個		51個以上
総数		905	23	351	300	121	42	68	27.3
公 訴 事 実 の 数	1個	511	21	271	153	47	4	15	22.1
	2個	184	1	62	77	26	6	12	27.2
	3個	71	1	8	30	21	4	7	35.7
	4個	58	-	6	20	10	10	12	38.9
	5個以上	81	-	4	20	17	18	22	44.0

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。  
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表58-2 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（否認事件）

		終局 件数	取 調 べ 証 拠 数					平均取調べ 証拠数(個)	
			10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個		51個以上
総数		518	8	117	183	106	47	57	33.4
公 訴 事 実 の 数	1個	291	6	89	109	50	18	19	27.8
	2個	114	1	22	44	28	7	12	33.5
	3個	55	1	6	18	14	6	10	46.5
	4個	18	-	-	6	5	3	4	47.9
	5個以上	40	-	-	6	9	13	12	49.5

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。  
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表59-1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上		
総数	905	25	112	161	266	168	77	96	181.3	
公 訴 事 実 の 数	1個	511	15	68	93	148	93	44	50	176.3
	2個	184	3	21	32	53	38	17	20	187.3
	3個	71	2	8	10	28	7	5	11	182.3
	4個	58	3	9	8	15	11	4	8	189.9
	5個以上	81	2	6	18	22	19	7	7	192.3

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表59-2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上		
総数	518	3	9	31	73	70	62	270	367.5	
公 訴 事 実 の 数	1個	291	3	5	20	42	38	40	143	346.6
	2個	114	-	1	5	17	17	8	66	401.0
	3個	55	-	2	3	6	8	6	30	360.3
	4個	18	-	1	-	1	2	3	11	445.4
	5個以上	40	-	-	3	7	5	5	20	399.0

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60-1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(自白事件)

		終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		905	27	584	247	36	11	3.4
公 訴 事 実 の 数	1個	511	23	357	114	15	2	3.3
	2個	184	2	124	46	9	3	3.4
	3個	71	1	35	32	2	1	3.5
	4個	58	-	33	19	5	1	3.6
	5個以上	81	1	35	36	5	4	3.8

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60-2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数  
(否認事件)

		終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		518	2	126	209	100	81	4.4
公 訴 事 実 の 数	1個	291	2	79	128	52	30	4.2
	2個	114	-	24	46	20	24	4.5
	3個	55	-	13	20	15	7	4.4
	4個	18	-	4	3	5	6	5.0
	5個以上	40	-	6	12	8	14	5.2

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表6 1 - 1 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(自白事件)

		終局 件数	開 廷 時 間					平均開廷 時間(分)	
			360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内		601分 以上
総数		905	230	101	94	112	79	289	540.3
公 訴 事 実 の 数	1個	511	155	69	57	55	49	126	493.7
	2個	184	43	15	19	28	16	63	558.9
	3個	71	13	5	4	10	5	34	597.5
	4個	58	12	4	6	7	4	25	630.2
	5個以上	81	7	8	8	12	5	41	677.4

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表6 1 - 2 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間  
(否認事件)

		終局 件数	開 廷 時 間					平均開廷 時間(分)	
			360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内		601分 以上
総数		518	29	37	33	34	40	345	840.6
公 訴 事 実 の 数	1個	291	22	23	27	20	21	178	777.9
	2個	114	4	9	4	8	9	80	907.0
	3個	55	3	3	1	5	5	38	849.4
	4個	18	-	1	1	-	1	15	1012.1
	5個以上	40	-	1	-	1	4	34	1018.3

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

(6) 区分審理

裁判員法71条の区分審理による審理がされた事件の審判の数ごとの内訳は図表62のとおりであり、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表63及び図表64のとおりである。

区分審理決定のあった判決人員7人について、区分事件審判の実施状況をみると、裁判官のみで構成する合議体により審理及び裁判がされたもの（以下「裁判官のみの合議体」という。）は6人（うち自白3人、否認3人）、裁判官3人と裁判員6人で構成する合議体により審理及び裁判がされたもの（以下「裁判員を含む合議体」という。）は1人（自白）であった<sup>\*13</sup>。また、区分事件審判による部分判決の結果は、いずれも有罪であった。

図表62 区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳

判決人員	審 判 の 数				
	2個	3個	4個	5個	6個以上
7	7	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 審判の数は、区分事件審判の数と併合事件審判の数の合計である。

図表63 開廷回数別の判決人員の分布、平均開廷回数及び平均実審理期間  
(区分審理決定の有無別)

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以内	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,506	29	712	491	165	60	30	19	3.8
区分審理決定あり	7	-	-	-	-	3	3	1	7.1
区分審理決定なし	1,499	29	712	491	165	57	27	18	3.8

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 「区分審理決定あり」の開廷回数は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷回数を合算したものである。

\*13 区分事件審判における公判が開かれた平均合計時間は、裁判官のみの合議体では自白が200.0分、否認が303.3分、裁判員を含む合議体では655.0分（自白）であり、平均開廷回数は、裁判官のみの合議体では自白が2.0回、否認が2.7回、裁判員を含む合議体では4.0回（自白）であった。

図表64 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）

	判決人員	開 廷 時 間							平均開廷時間(分)
		360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	960分以内	960分を超える	
総数	1,506	254	275	274	237	143	99	224	664.0
区分審理決定あり	7	-	-	-	1	-	2	4	1,158.6
区分審理決定なし	1,499	254	275	274	236	143	97	220	661.7

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。  
 3 「区分審理決定あり」の開廷時間は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷時間を合算したものである。  
 4 図表55は個別報告による概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。

(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令

裁判員裁判対象事件における罪名別の参加申出をした被害者等の数及び被害者等の参加の態様等は、図表65のとおりである。

なお、刑事損害賠償命令申立てがあった判決人員は、88人である。

図表65 裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）

	判決人員	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等				
			うち参加を許可された被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等
総数	154	262	262	88	172	166	152
殺人	59	115	115	45	80	79	66
強盗致死(強盗殺人)	19	38	38	9	9	14	16
(準)強姦致死傷	19	26	26	10	22	21	19
傷害致死	15	24	24	7	19	13	10
危険運転致死	9	19	19	7	12	10	14
強盗致傷	15	18	18	5	13	13	9
強盗強姦	7	10	10	4	7	6	10
(準)強制わいせつ致死傷	8	9	9	1	7	7	5
集団(準)強姦致死傷	2	2	2	-	2	2	2
逮捕監禁致死	1	1	1	-	1	1	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。  
 2 被害者等の数は、延べ人員である。

4 評議

評議時間の平均及び分布状況（自白・否認別，罪名別及び開廷回数別）は，図表66ないし図表68のとおりである。なお，評議時間は，最終評議のみの時間であり，中間評議の時間を含まない。

図表66 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決人員	評 議 時 間						平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	720分を超える	
総数	1,506	96	327	438	297	159	189	504.4
自白	971	84	262	324	183	76	42	438.8
否認	535	12	65	114	114	83	147	623.4

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。



図表67 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）

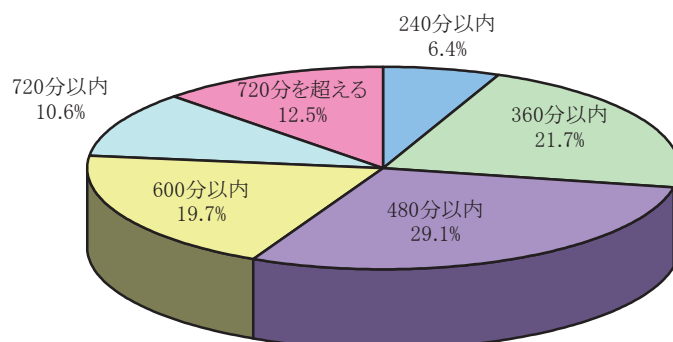
	判決 人員	評 議 時 間						平均評議 時間(分)
		240分 以内	360分 以内	480分 以内	600分 以内	720分 以内	720分 を超える	
総数	1,506	96	327	438	297	159	189	504.4
強盗致傷	393	31	88	116	83	38	37	478.7
殺人	357	12	68	107	69	44	57	550.0
現住建造物等放火	131	3	32	45	29	9	13	474.3
傷害致死	114	8	23	39	15	16	13	488.9
覚せい剤取締法違反	108	6	31	21	19	13	18	512.3
(準)強姦致死傷	81	6	20	21	20	6	8	484.1
(準)強制わいせつ致死傷	63	7	17	17	13	5	4	455.9
強盗致死(強盗殺人)	50	2	6	7	7	9	19	707.7
強盗強姦	49	3	10	14	11	4	7	503.8
麻薬特例法違反	36	1	4	15	9	1	6	522.4
偽造通貨行使	34	10	11	10	2	1	-	322.1
危険運転致死	20	4	7	3	5	1	-	379.0
銃刀法違反	13	-	3	8	2	-	-	424.5
逮捕監禁致死	11	-	-	1	5	5	-	588.6
集団(準)強姦致死傷	10	-	-	6	-	3	1	604.5
保護責任者遺棄致死	9	-	1	3	3	2	-	522.2
通貨偽造	5	-	3	1	1	-	-	375.0
強盗	5	-	1	1	2	1	-	497.8
傷害	4	-	-	1	-	1	2	680.0
爆発物取締罰則違反	4	2	-	-	-	-	2	592.3
麻薬取締法違反	3	-	-	2	-	-	1	573.3
(準)強姦	2	-	1	-	1	-	-	420.0
窃盗	2	-	1	-	-	-	1	547.5
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	210.0
暴行	1	-	-	-	1	-	-	540.0

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表68 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）

	判決人員	評 議 時 間						平均評議時間(分)	
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	720分を超える		
総数	1,506	96	327	438	297	159	189	504.4	
開 廷 回 数	2回以下	29	4	18	5	2	-	-	321.9
	3回	712	74	220	224	126	45	23	415.9
	4回	491	17	73	158	119	70	54	518.3
	5回	165	-	11	44	36	22	52	631.9
	6回以上	109	1	5	7	14	22	60	875.7

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。



5 裁判の結果

罪名別、自白・否認別に控訴人員をみると、図表69のとおりであり、庁別・罪名別の終局区分及び罪名別の量刑分布状況は、図表70及び図表71のとおりである。

図表69 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員

	判決人員	うち 自 白		うち 否 認	
			うち控訴		うち控訴
総数	1,506	971	232	535	257
強盗致傷	393	276	66	117	45
殺人	357	202	37	155	79
現住建造物等放火	131	86	10	45	14
傷害致死	114	81	22	33	15
覚せい剤取締法違反	108	54	21	54	38
(準)強姦致死傷	81	47	11	34	16
(準)強制わいせつ致死傷	63	45	7	18	5
強盗致死(強盗殺人)	50	20	7	30	24
強盗強姦	49	33	15	16	9
麻薬特例法違反	36	33	9	3	1
偽造通貨行使	34	33	2	1	-
危険運転致死	20	12	4	8	3
銃刀法違反	13	11	3	2	-
逮捕監禁致死	11	11	9	-	-
集団(準)強姦致死傷	10	5	4	5	2
保護責任者遺棄致死	9	6	1	3	2
通貨偽造	5	5	2	-	-
強盗	5	4	-	1	-
傷害	4	-	-	4	-
爆発物取締罰則違反	4	2	-	2	2
麻薬取締法違反	3	2	1	1	1
(準)強姦	2	2	1	-	-
窃盗	2	-	-	2	1
激発物破裂	1	1	-	-	-
暴行	1	-	-	1	-

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表70-1 庁別・終局区分別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	その他	庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	その他
総数	1,530	1,503	1	2	24	広島地裁本庁	24	24	-	-	-
東京地裁本庁	138	137	-	-	1	山口地裁本庁	11	11	-	-	-
東京地裁立川支部	54	48	1	-	5	岡山地裁本庁	16	16	-	-	-
横浜地裁本庁	65	63	-	-	2	鳥取地裁本庁	3	3	-	-	-
横浜地裁小田原支部	12	11	-	-	1	松江地裁本庁	2	2	-	-	-
さいたま地裁本庁	68	68	-	-	-	福岡地裁本庁	64	63	-	-	1
千葉地裁本庁	143	139	-	1	3	福岡地裁小倉支部	22	22	-	-	-
水戸地裁本庁	48	48	-	-	-	佐賀地裁本庁	9	9	-	-	-
宇都宮地裁本庁	26	25	-	-	1	長崎地裁本庁	15	14	-	-	1
前橋地裁本庁	33	33	-	-	-	大分地裁本庁	11	10	-	-	1
静岡地裁本庁	9	9	-	-	-	熊本地裁本庁	17	17	-	-	-
静岡地裁沼津支部	14	12	-	-	2	鹿児島地裁本庁	20	19	-	1	-
静岡地裁浜松支部	6	6	-	-	-	宮崎地裁本庁	9	9	-	-	-
甲府地裁本庁	9	9	-	-	-	那覇地裁本庁	24	24	-	-	-
長野地裁本庁	14	13	-	-	1	仙台地裁本庁	29	29	-	-	-
長野地裁松本支部	7	7	-	-	-	福島地裁本庁	4	4	-	-	-
新潟地裁本庁	17	17	-	-	-	福島地裁郡山支部	21	20	-	-	1
大阪地裁本庁	126	126	-	-	-	山形地裁本庁	8	8	-	-	-
大阪地裁堺支部	38	37	-	-	1	盛岡地裁本庁	4	4	-	-	-
京都地裁本庁	22	22	-	-	-	秋田地裁本庁	3	3	-	-	-
神戸地裁本庁	48	48	-	-	-	青森地裁本庁	17	17	-	-	-
神戸地裁姫路支部	19	19	-	-	-	札幌地裁本庁	35	34	-	-	1
奈良地裁本庁	7	7	-	-	-	函館地裁本庁	5	5	-	-	-
大津地裁本庁	12	12	-	-	-	旭川地裁本庁	6	6	-	-	-
和歌山地裁本庁	18	17	-	-	1	釧路地裁本庁	3	3	-	-	-
名古屋地裁本庁	74	74	-	-	-	高松地裁本庁	18	18	-	-	-
名古屋地裁岡崎支部	18	18	-	-	-	徳島地裁本庁	7	7	-	-	-
津地裁本庁	12	12	-	-	-	高知地裁本庁	14	14	-	-	-
岐阜地裁本庁	21	20	-	-	1	松山地裁本庁	12	12	-	-	-
福井地裁本庁	4	4	-	-	-						
金沢地裁本庁	8	8	-	-	-						
富山地裁本庁	7	7	-	-	-						

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

図表70-2 罪名別・終局区分別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	その他
総数	1,530	1,503	1	2	24
強盗致傷	402	393	-	-	9
殺人	359	357	-	-	2
現住建造物等放火	133	131	-	-	2
傷害致死	115	114	-	-	1
覚せい剤取締法違反	113	107	-	1	5
(準)強姦致死傷	82	81	-	-	1
(準)強制わいせつ致死傷	63	63	-	-	-
強盗強姦	52	49	-	-	3
強盗致死(強盗殺人)	51	49	-	1	1
麻薬特例法違反	36	36	-	-	-
偽造通貨行使	34	34	-	-	-
危険運転致死	20	20	-	-	-
銃刀法違反	13	13	-	-	-
逮捕監禁致死	11	11	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	10	10	-	-	-
保護責任者遺棄致死	9	9	-	-	-
通貨偽造	5	5	-	-	-
強盗	5	5	-	-	-
傷害	4	4	-	-	-
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-
麻薬取締法違反	3	3	-	-	-
(準)強姦	2	2	-	-	-
窃盗	2	1	1	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表7-1 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員

	終 局 区 分																		控訴申立人員	控訴率（％）
	有 罪																無罪	その他		
	有罪人員	死刑	無期懲役	有 期 懲 役									罰金							
				30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下									
											実刑	執行猶予	うち 保護観察							
総数	1,530	1,504	3	35	12	24	64	152	299	322	268	83	241	132	1	2	24	489	32.5	
強盗致傷	402	393	-	-	-	1	3	17	76	123	100	15	58	42	-	-	9	111	28.2	
殺人	359	357	2	10	4	11	43	59	48	49	41	22	68	31	-	-	2	116	32.5	
現住建造物等放火	133	131	-	-	-	-	2	4	7	14	36	20	48	30	-	-	2	24	18.3	
傷害致死	115	114	-	-	-	-	-	9	30	33	20	7	15	5	-	-	1	37	32.5	
覚せい剤取締法違反	113	107	-	-	-	-	2	20	56	28	1	-	-	-	-	1	5	59	54.6	
(準)強姦致死傷	82	81	-	-	1	1	3	9	23	26	15	1	2	-	-	-	1	27	33.3	
(準)強制わいせつ致死傷	63	63	-	-	-	-	-	1	5	8	20	6	23	16	-	-	-	12	19.0	
強盗強姦	52	49	-	1	3	4	5	14	18	3	1	-	-	-	-	-	3	24	49.0	
強盗致死(強盗殺人)	51	49	1	23	4	6	5	4	4	2	-	-	-	-	-	1	1	31	62.0	
麻薬特例法違反	36	36	-	-	-	-	-	5	10	13	7	1	-	-	-	-	-	10	27.8	
偽造通貨行使	34	34	-	-	-	-	-	-	-	1	10	2	21	5	-	-	-	2	5.9	
危険運転致死	20	20	-	-	-	1	-	2	7	8	-	2	-	-	-	-	-	7	35.0	
銃刀法違反	13	13	-	-	-	-	-	1	2	6	4	-	-	-	-	-	-	3	23.1	
逮捕監禁致死	11	11	-	-	-	-	-	2	4	2	3	-	-	-	-	-	-	9	81.8	
集団(準)強姦致死傷	10	10	-	1	-	-	-	1	6	2	-	-	-	-	-	-	-	6	60.0	
保護責任者遺棄致死	9	9	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	3	2	-	-	-	3	33.3	
通貨偽造	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	2	40.0	
強盗	5	5	-	-	-	-	-	1	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
傷害	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	50.0	
麻薬取締法違反	3	3	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	66.7	
(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	50.0	
窃盗	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	50.0	
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。  
 3 禁錮刑の終局人員はない。

6 控訴

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員につき、第一審の結果ごとの控訴理由及び控訴審結果の分布状況をみると、図表72及び図表73のとおりである（ただし、いずれも控訴審終局時を基準として作成する刑事控訴事件票に基づくデータであることに留意を要する。）。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年の裁判員裁判対象事件における第一審受理から控訴審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表72 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）

第一審の結果	第一審終局人員	控訴審終局人員総数	被 告 人 側							検 察 官						
			控訴審終局人員	刑法377・378条	訴訟手続の法令違反・法令適用の誤り	量刑不当	事実の誤認	判決後の情状	その他	控訴審終局人員	刑法377・378条	訴訟手続の法令違反・法令適用の誤り	量刑不当	事実の誤認	判決後の情状	その他
総数	1,530	260	260	8	36	207	102	28	4	-	-	-	-	-	-	-
死刑	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無期懲役	35	6	6	1	3	5	5	2	1	-	-	-	-	-	-	-
有期懲役	30年以下	12	2	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25年以下	24	4	4	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年以下	64	16	16	-	14	6	4	1	-	-	-	-	-	-	-
	15年以下	152	38	38	-	33	15	4	-	-	-	-	-	-	-	-
	10年以下	299	78	78	4	59	33	3	1	-	-	-	-	-	-	-
	7年以下	322	54	54	-	42	19	3	-	-	-	-	-	-	-	-
	5年以下	268	40	40	2	28	19	4	1	-	-	-	-	-	-	-
	3年以下	324	22	22	1	21	4	7	-	-	-	-	-	-	-	-
うち執行猶予	241	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
罰金	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無罪	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。  
 2 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。  
 3 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。  
 4 控訴趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴審終局人員総数には計上した。

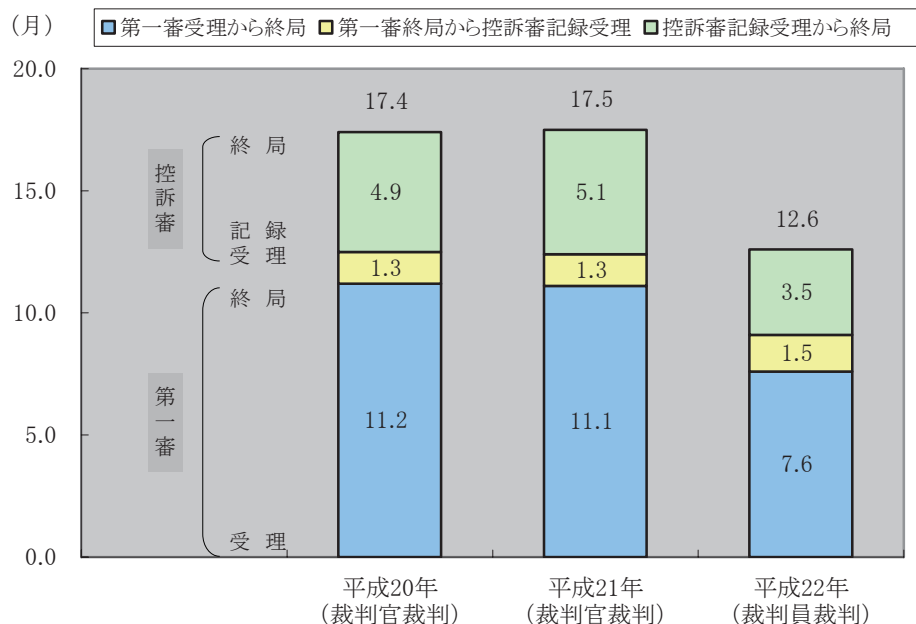
図表 7 3 第一審結果別の控訴審結果の分布

第一審の結果	第一審終局人員	控訴審終局人員	控訴審の結果						上告申立人員	
			控訴棄却	破棄差戻	に3よるものうち刑罰の項法	破棄自判	に3よるものうち刑罰の項法	取下げ		その他
総数	1,530	260	207	-	-	12	1	40	1	90
死刑	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無期懲役	35	6	5	-	-	-	-	1	-	5
有期懲役	30年以下	12	2	2	-	-	-	-	-	2
	25年以下	24	4	3	-	-	-	1	-	1
	20年以下	64	16	15	-	-	-	1	-	9
	15年以下	152	38	33	-	-	1	-	4	17
	10年以下	299	78	62	-	-	1	-	15	26
	7年以下	322	54	40	-	-	3	-	10	16
	5年以下	268	40	28	-	-	4	1	8	12
	3年以下	324	22	19	-	-	3	-	-	2
	うち執行猶予	241	2	2	-	-	-	-	-	-
罰金	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無罪	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。  
 2 「上告申立人員」には、上告申立後、記録送付前に上告取下げがあった人員を含む。



(参考) 控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



- (注) 1 刑事控訴事件票による。  
 2 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身代金拐取、拐取者身代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名のものに限る。  
 3 終局人員は、平成22年(215人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(702人)及び21年(618人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

## 7 上告

第一審が裁判員裁判の控訴審判決に対する上告審の終局人員は39人であり、いずれも被告人側の上告申立てによるものであった。上告審の結果は、上告棄却決定が31人、取下げが8人であった。

#### 第4 その他

本項では、第2「裁判員等の選任に関する実施状況について」及び第3「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」のいずれにも関係し、又はいずれにも該当しない統計数値を示すこととした。

具体的には、1)弁護人の状況、2)外国人事件の状況、3)手話通訳人等の状況に関する統計数値を示し、最後に、4)裁判員等に対する制裁の状況を示した。

弁護人の選任状況を罪名別にみると、図表74のとおりである。

図表74 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）

	判決 人員	私選弁護人が 選任された人員	国選弁護人が 選任された人員
総数	1,506	(21.4) 322	(83.5) 1,258
強盗致傷	393	(15.3) 60	(87.8) 345
殺人	357	(19.0) 68	(84.9) 303
現住建造物等放火	131	(8.4) 11	(93.1) 122
傷害致死	114	(28.1) 32	(79.8) 91
覚せい剤取締法違反	108	(26.9) 29	(81.5) 88
(準)強姦致死傷	81	(19.8) 16	(86.4) 70
(準)強制わいせつ致死傷	63	(25.4) 16	(77.8) 49
強盗致死(強盗殺人)	50	(28.0) 14	(82.0) 41
強盗強姦	49	(16.3) 8	(87.8) 43
麻薬特例法違反	36	(72.2) 26	(50.0) 18
偽造通貨行使	34	(11.8) 4	(91.2) 31
危険運転致死	20	(25.0) 5	(80.0) 16
銃刀法違反	13	(76.9) 10	(23.1) 3
逮捕監禁致死	11	(90.9) 10	(27.3) 3
集団(準)強姦致死傷	10	(40.0) 4	(70.0) 7
保護責任者遺棄致死	9	(33.3) 3	(66.7) 6
通貨偽造	5	(20.0) 1	(80.0) 4
強盗	5	(20.0) 1	(80.0) 4
傷害	4	-	(100.0) 4
爆発物取締罰則違反	4	(50.0) 2	(50.0) 2
麻薬取締法違反	3	(66.7) 2	(66.7) 2
(準)強姦	2	-	(100.0) 2
窃盗	2	-	(100.0) 2
激発物破裂	1	-	(100.0) 1
暴行	1	-	(100.0) 1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。  
 3 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

通訳翻訳人の付いた外国人の被告人につき、主要罪名別及び言語別に判決人員数をみると、図表75及び図表76のとおりである。

図表75 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決人員	うち通訳翻訳人の付いた外国人
総数	1,506	(8.0) 120
強盗致傷	393	(7.1) 28
殺人	357	(3.6) 13
現住建造物等放火	131	-
傷害致死	114	(0.9) 1
覚せい剤取締法違反	108	(48.1) 52
(準)強姦致死傷	81	(3.7) 3
(準)強制わいせつ致死傷	63	(3.2) 2
強盗致死(強盗殺人)	50	-
強盗強姦	49	(4.1) 2
麻薬特例法違反	36	(30.6) 11
偽造通貨行使	34	(8.8) 3
危険運転致死	20	(5.0) 1
銃刀法違反	13	-
逮捕監禁致死	11	-
集団(準)強姦致死傷	10	-
保護責任者遺棄致死	9	-
通貨偽造	5	-
強盗	5	-
傷害	4	(25.0) 1
爆発物取締罰則違反	4	-
麻薬取締法違反	3	(66.7) 2
(準)強姦	2	-
窃盗	2	-
激発物破裂	1	-
暴行	1	(100.0) 1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。

図表76 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員
総数	120
中国語	30
北京語	23
広東語	4
台湾語	3
英語	17
ポルトガル語	17
ペルシャ語	16
フィリピン(タガログ)語	12
韓国・朝鮮語	6
スペイン語	6
フランス語	5
ロシア語	4
ベトナム語	3
イタリア語	1
ネパール語	1
パンジャビ語	1
マレー語	1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

裁判員候補者及び裁判員等に対し、手話通訳、点字翻訳を要したとして報告がされた状況は、図表78のとおりであり、障害のある裁判員候補者及び裁判員等に対し、何らかの対応を行ったとして報告がされた事件は51件あった。

なお、手話通訳人等を付した被告人はいなかった。

図表77 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員  
(該当なし)

図表78 手話通訳・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数

	選任手続期日に出席した裁判員候補者	選任された裁判員・補充裁判員
総数	48,422	11,740
うち手話通訳	3	-
うち要約筆記	7	3
うち点字翻訳	5	2

- (注) 1 総数のうち選任手続期日に出席した裁判員候補者は、刑事通常第一審事件票による延べ人員である。  
 2 1以外の人員は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。  
 3 「選任手続に出席した裁判員候補者」のうち、手話通訳及び要約筆記を要した人員が1人ある。

裁判員候補者及び裁判員等に対する制裁を行ったとして報告がされた事件はなかった。

図表79 裁判員法違反事件の処理状況  
(該当なし)